

平成21年3月5日

於：農林水産省三番町分庁舎

食料・農業・農村政策審議会
平成20年度第4回畜産部会速記録

目 次

1. 開会 午後1時30分	1
1. 配付資料確認	1
1. 部会長あいさつ	1
1. 委員出欠状況報告	2
1. 議事の進め方について	2
1. 諮問及び関連資料説明	3
1. 委員要求資料説明	19
1. 質疑応答及び意見聴取	25
1. 諮問に対する賛否	61
1. 答申	63
1. 農林水産副大臣あいさつ	66
1. 次回開催日程について	66
1. 閉会 午後5時27分	67

午前 10 時 30 分開会

○徳田畜産企画課長 皆様、おはようございます。私は畜産企画課長の徳田でございます。定刻になりましたので、ただいまから平成 20 年度第 4 回畜産部会を開催させていただきます。

配付資料の確認

○徳田畜産企画課長 まず、配付させていただきました資料を確認させていただきます。1、2。それから、3については枝番の 1～3 まで各諮問がございます。それから、4として諮問案の総括表があります。5が加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料でございます。6については、枝番が 1～6 までございますので、確認をいただきたいと思えます。

また、その他説明資料としまして、7、8。それから、参考資料といたしまして平成 20 年度畜産物価格の決定について、生産費調査、畜産関係資料、酪農関係資料、それから食肉関係資料を用意しております。不足がある場合には、事務局まで申しつけください。

部 会 長 あ い さ つ

○徳田畜産企画課長 それでは、鈴木部会長に一言ごあいさつをいただいた上で議事を進めていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長 皆様、おはようございます。部会長の鈴木でございます。本日は各委員におかれましては、大変御多忙のところ御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。本日は、去る 2 月 6 日の第 3 回部会の際に事務局から説明がございましたとおり、平成 21 年度の加工原料乳の生産者補給金単価等、平成 21 年度の指定食肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における平成 21 年度の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たりまして留意すべき事項につきまして御審議を願うわけでございますが、委員の皆様の御協力によりまして円滑に議事の進行を図りたいと思えますので、どうかよろしくお願い申

上げます。

ここで報道関係の方々、別室の傍聴室に御移動をお願いいたします。

委員出欠状況報告

○鈴木部会長 それでは、議事に入ります前に、まず本日の出欠状況につきまして事務局から御報告をお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 武見委員、向井委員におかれましては、やむを得ない理由により本日御欠席とのことでございます。また、秋岡委員、富士委員におかれましては、遅れてお見えになる予定でございます。また、近藤委員におかれましては御連絡はございませんが、出席の予定となっております。

なお、審議会令第8条によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することはできないとされておりますが、全体で20名のうち現時点で15名が御出席いただいておりますので、成立しております。

以上でございます。

議事の進め方について

○鈴木部会長 それでは、先ほど言いました事項につきましての審議を今日行うわけでございますが、本日の審議の結果、諮問に対します当部会の答申が出ますと、それが本審議会の答申とみなされることになっております。委員の皆様には、提出資料や政府の見解に関する質問のほか、政府の施策に対する御意見、御提言があれば合わせて御発言いただくという形をお願いしたいと考えております。また、その後に政府の諮問への賛否を簡潔に御表明いただくという形にしたいと考えております。

本日の部会につきましては、このような形で議事をとり進めたいと考えておりますが、この点については御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木部会長 それでは、御異議なしと認めましてそのように進めさせていただきたいと思っております。

それでは、本日のスケジュールといたしましては、事務局から諮問に関連した説明をい

ただきまして、質問や御意見の聴取を午前 11 時 35 分頃まで行いまして、その後団体要請を受けまして、12 時 10 分から昼休みをとることといたします。午後 1 時に部会を再開しまして、午後 3 時までを目途に質疑応答及び委員の皆様からの御意見、御提言の聴取を行いまして、その後各委員から諮問に対する賛否を御表明いただきます。休憩を挟みまして 3 時 30 分から答申案の作成に入り、5 時 20 分をめどに終了したいと考えております。

本日の諮問事項は極めて重要な問題でありますので、審議には十分な時間をとりたいと考えておりますが、委員の方々はお忙しいばかりでございますので、できるだけ効率的な運営に努めまして、本日しかるべき時間までには答申まで持っていきたいと考えておりますので、よろしく御協力のほど、お願いいたします。

なお、今回も明治乳業様の御好意で牛乳を提供いただいておりますので、御紹介いたします。

諮問及び関連資料説明

○鈴木部会長 それでは、本日付で農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がございますので、まず牛乳乳製品課長から加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

○大杉牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の大杉でございます。

それでは、加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文を朗読させていただきます。お手元の資料 3-1 をご覧ください。

20 生畜第 1807 号

平成 21 年 3 月 5 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき平成 21 年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき平成 21 年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、朗読いただきました諮問に関連する説明をお願いいたします。

○大杉牛乳乳製品課長 それでは、関連資料に沿って御説明を申し上げたいと思います。資料 5 をご覧ください。「加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料」でございます。なお、参考資料といたしまして、平成 19 年度牛乳生産費の全国と北海道、また牛乳乳製品に関する生産、流通、需給、消費関係の資料が掲載されております「酪農関係資料」という冊子をお配りしております。必要に応じてご覧いただきたいと思います。

具体的な算定につきまして御説明させていただきます。資料 5 の「加工原料乳生産者補給金単価等算定説明資料」をご覧ください。

1 ページ～ 3 ページが補給金単価。

4 ページ～ 5 ページが限度数量についての内容でございます。

6 ページ以降ですが、それぞれの説明参考資料を入れさせていただいております。

まず、補給金単価についてでございます。1 ページをお開きください。加工原料乳の補給金単価は、加工原料乳地域であります北海道の生産費及び乳量の各々の変化率から求めた生産コスト等変動率を前年度の補給金単価に乘じまして、当該年度の加工原料乳生産者補給金単価を算定するものでございます。この方式は変動率方式と呼ばれておりまして、平成 13 年度に補給金制度を改正して以来適用している方式でございます。21 年度の単価算定におきましても、この変動率方式で算定をいたしております。

この考え方を算式としてまとめたものが 1 ページの中ほどにございまして、当該年度の補給金単価＝前年度の補給金単価×生産コスト等変動率でございます。このうち生産コスト等変動率の部分についてですが、 C_1/C_0 を Y_1/Y_0 で割って求めることになっております。 C_1/C_0 は搾乳牛 1 頭当たり生産費の変化率でございまして、 Y_1/Y_0 は搾乳牛 1 頭当

たり乳量の変化率でございます。

次に、算定要領でございます。今年度は配合飼料価格安定制度の補てんの見直しに伴いまして、補給金単価につきましても期中での改定を行ったところでございます。21年度の補給金単価の算定の基本となります前年度の補給金単価ですが、算定において1年間の生産コスト等の変動率を用いますので、平成20年度の当初の単価であります生乳1kg当たり11.55円を用いるものでございます。

次のページをご覧ください。この「生産コスト等変動率」の算定の中身についてでございますが、まず(1)の「搾乳牛1頭当たり生産費の変化率」の算定方法でございます。搾乳牛1頭当たり生産費の算定の基礎となりますのは、牛乳生産費の飼養頭数規模別の搾乳牛1頭当たり全算入生産費でございます。これをまず、畜産統計に基づきまして直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均いたします。分母、分子各年の生産費を直近年のウェイトで加重平均することによりまして、過去3年間の飼養規模の拡大がなかったものとして、規模拡大努力による生産性向上の成果が生産者の手元に残るよう配慮したものでございます。

次に、酪農経営の実態を的確に反映させるために、この生産費に集送乳経費、販売手数料や企画管理労働費を加算いたしまして、さらに物価・労賃の直近の動向等を織り込みます。このようにして算定しました搾乳牛1頭当たり生産費を、ここでは修正生産費と呼びます。この修正生産費の当年を含みます過去3年の平均——これが分子でございまして——を、前年を含みます過去3年の平均——これが分母でございまして——で割って算出したのが、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率であるわけでございます。修正生産費の算出方法でございますが、アから順に御説明いたしますと、物財費等の各費目につきましては、調査時期と算定時期のずれを補正するため、原則といたしまして当年を含みます過去3年——これは分子のほうですが——直近の、つまり平成20年の11月～21年の1月の水準に、前年を含む過去3年——これは分母のほうでございまして——その1年前の、つまり平成19年11月～20年の1月の水準に物価修正をいたします。

次に、家族労働費についてでございます。酪農経営の実態を適切に反映させるために、厚生労働省の毎月勤労統計調査によります北海道の製造業5人以上の規模の労働賃金水準により評価をいたします。地代及び資本利子については、当年を含みます過去3年——これがまた分子でございまして——これは直近年、平成19年度に、前年を含みます過去3年——これが分母でございまして——これは1年前、平成18年の水準に評価をするわけでござ

います。

企画管理労働費についてでございます。牛乳生産費調査結果に基づきます企画管理労働時間に、家族労働費と同額の労賃単価を乗じて算出いたします。このようにして求めました当年を含みます過去3年の修正生産費の平均を、前年を含みます過去3年平均で割りまして、修正生産費の変化率を算出するわけでございます。

続きまして、(2)「搾乳牛1頭当たり乳量の変化率」でございます。搾乳牛1頭当たり乳量につきましては、牛乳生産費によります搾乳牛通年換算1頭当たり乳脂肪分3.5%換算乳量を、直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウェートにより加重平均して算出いたしまして——これをここでは修正乳量と呼びます——この修正乳量の当年を含みます過去3年の平均(17年～19年度の平均)を、前年を含みます過去3年の平均(16年～18年度の平均)で割りまして、算定いたします。

なお、乳量につきましても経営規模が拡大するほど乳量が増加する傾向がありますので、生産費の変化率の算出と同様、直近年の頭数ウェートで加重平均して算出することによりまして、生産者の生産性向上の成果に配慮をしているところでございます。

7ページをご覧くださいませか。このようにして求めますと、一番下に出てまいります。1頭当たり生産費の変化率は1.0197。搾乳牛1頭当たり乳量の変化率は、生産費調査におきます18年度、19年度乳量が減産でありますとか、飼料給与量が減少した影響などから減少したことによりまして、分母にきます数値が0.9936となりまして、結果、生産コスト等変動率は1.0263となるわけでございます。

大変恐縮でございますが、3ページにお戻りください。21年度の補給金単価の試算値でございますが、20年度の当初の単価、つまり11.55円/kgに生産コスト等変動率1.0263を乗じて、11.85円/kgといたしたところでございます。これは前年度の当初の補給金単価から0.3円/kgの引き上げとなるわけでございます。生産コスト等変動率の詳細な算定につきましては説明を省かせていただきますが、6ページ～8ページに記載しておりますので、御参照ください。

続きまして、限度数量についてでございます。4ページをお開きください。まず考え方でございますが、限度数量は21年度の推定生乳生産量から推定自家消費量、そして牛乳等向け生乳消費量、その他乳製品向け生乳消費量を控除いたしまして、さらに要調整数量を加算して、国産の特定乳製品向け生乳供給量として見込まれる数量を算定するわけでございます。これを限度数量としているわけでございます。4ページ中ほどにございますが、

この考え方を算式で示したものがこれでございます。

次に、算定要領について御説明いたします。1「推定生乳生産量」についてですが、最近の経産牛頭数から21年度の経産牛頭数を推定いたしまして、その頭数に乳量を乗じて算出するという形でございます。

2「推定自家消費量」については、最近の動向を考慮いたしまして算出しております。

3「牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量」についてでございます。平成11年度～平成20年度の消費者物価指数（総合）、飲料支出に占める牛乳支出の割合、それから国民1人当たりの年間牛乳等向け生乳消費量の関数によりまして、21年度の国民1人当たりの年間牛乳等向け生乳消費量を推定いたします。これに21年度の推定総人口を乗じたものに、学校給食用生乳消費量として見込まれる数量を加えて算出しております。

4「その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量」についてでございますが、最近の動向等を考慮して算出しております。

5「要調整数量」についてです。輸入乳製品を除きます推定生乳消費量に不足すると見込まれる生乳量でございまして、需給均衡を図るために調整が必要な数量としております。

それでは、おのおのの数値の算定について御説明いたします。少し飛びますが、見開きとなっております10ページ、11ページをお開きください。推定生乳生産量Q1の算定基礎をお示したものでございます。右側の11ページをご覧いただきたいのですが、左上の欄に⑥「経産牛頭数」がございまして、また、その右隣に⑦「経産牛1頭当たり月間乳量」、そしてその右隣に⑧「平成21年度生乳生産量」がございまして。

簡単に申し上げますと、毎月の経産牛頭数に経産牛1頭当たり月間乳量を乗じまして、毎月の生乳生産量を算出いたします。これを21年4月～22年3月まで足し上げて、21年度全体の推定生乳生産量を算出しております。21年度計で778万7000トンとなります。ここでは、この778万7000トンを下限值といたしまして、この表の下の（2）にありますとおり、経産牛1頭当たり月間乳量が（1）よりも1.6%多い場合で、その他は同様に算出した790万9000トンを上限值としております。そして、（3）にございますように、この両者の中央値をとりまして、784万8000トンとなります。これが生乳生産量の推定値でございます。

なお、左側の10ページは毎月の経産牛頭数をどのように推定したかを示したものでございます。毎月の経産牛頭数は、その月から新たに生乳を生産し始める牛、つまり②の「初産牛分娩可能頭数」に、③の前月から繰り越される経産牛頭数を加えて、⑤のその月にと

畜や病死等により減耗する経産牛頭数を引いて求めているものでございます。

12 ページでございます。生乳生産量以外の要素についての算定基礎でございます。2「推定自家消費量D1」ですが、20 年度見込みを基礎に最近の動向を考慮いたしまして、8 万 1000 トンと推定しております。

3「牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量D2」についてでございます。D2AとD2Bに分けて算出をいたします。このうちD2Aでございますが、牛乳乳製品統計におきます牛乳等向け生乳処理量ベースにより見込まれる牛乳等向け生乳消費量から、学校給食用を差し引いたものでございます。D2Aについては、消費者物価指数（総合）でございますが、飲料支出に占めます牛乳支出の割合、それから国民1人当たりの牛乳等向け生乳消費量との関数から、21 年度の国民1人当たりの牛乳等向け消費量でありますd1を推定しまして、これに21 年度の総人口Nを乗じて算出しております。これによりまして、386 万トン～391 万 8000 トンと算出しております。

D2Bの学校給食用生乳消費量は、児童生徒数の減少を考慮いたしまして40 万 1000 トンと推定しております。そして、D2AとD2Bを足し合わせますと、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量D2は426 万 1000 トン～431 万 9000 トンとなりまして、その中央値をとって429 万トンとなっております。

4「その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量D3」についてでございます。20 年度見込みを基礎に最近の動向等を考慮して、174 万 7000 トンと推定しております。

13 ページに移りまして、5「要調整数量」についてでございます。Q1' - Q1でございまして、21 年度の輸入乳製品を除きます推定生乳消費量Q1' の800 万 7000 トンないし812 万 9000 トンから、先ほど御説明いたしました21 年度の推定生乳生産量Q1の778 万 7000 トンないし790 万 9000 トンを差し引きまして、22 万トンとしております。

なお、この要調整数量でございますが、輸入乳製品の消費量として見込まれる数量を除きます推定生乳消費量と生乳生産量との差でございまして、需給均衡を図るためには調整を要するという数量でございます。調整する方法といたしましては、生乳生産の増加はもちろんでございますが、あと在庫の取り崩しあるいは農畜産業振興機構によりまして、いわゆる追加輸入等といったものが想定されるわけでございます。

5 ページに戻っていただけますか。中ほどに算式とそれぞれの試算結果をお示ししております。上から、推定生乳生産量の中央値784 万 8000 トン。推定自家消費量8 万 1000 トン。牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量の中央値429 万トン。その他乳製品向け

生乳消費量として見込まれる数量 174 万 7000 トン。要調整数量 22 万トンでございます。これらを上算式に当てはめまして、求める数量すなわち限度数量でございますが、195 万トンとなるわけでございます。

14 ページ、15 ページをご覧ください。生乳需給表をお示ししております。この表は限度数量の御審議の参考となるようお示ししているものでございまして、今御説明いたしました数値等の一覧表となっております。表中には、あわせて 20 年度見込みに対する伸び率を付しております。この表につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

算定資料の説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、次に食肉鶏卵課長から指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文の朗読をお願いします。

○渡邊食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の渡邊でございます。

それでは、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文を朗読させていただきます。まず、お手元の資料 3-2 をご覧ください。

20 生畜第 1802 号

平成 21 年 3 月 5 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 21 年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

次に、資料 3-3 でございます。

20 生畜第 1803 号

平成 21 年 3 月 5 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 21 年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 7 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、朗読いただいた諮問に関連し、食肉鶏卵課長から説明をお願いします。

○渡邊食肉鶏卵課長 それでは、関連資料につきまして、資料 4 及び 6-1～6-6 に即しまして御説明を申し上げます。

まず初めに、資料 4 の一枚紙、諮問案の総括表をご覧ください。肉につきましては、中段の 2 「指定食肉の安定価格」でございますが、牛肉につきましては安定上位価格は 1060 円、安定基準価格は 815 円と、20 年度改定価格と同額の試算値でございます。

以下、豚肉と子牛の保証基準価格についても、20 年度改定価格との比較で申し上げます。豚肉につきましては、安定上位価格は 545 円、安定基準価格は 400 円と改定価格と同額の試算値でございます。

下段の 3 「指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格」についてでございますが、保証基準価格につきましては、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、交雑種

のいずれも改定額と同額の試算値でございます。合理化目標価格につきましては、各種区分ともに20年度と同額の試算値でございます。また、合理化目標価格の適用期間につきましては、20年度と同様に1年間といたしているところでございます。

次に、資料6-1の「平成21年度指定食肉安定価格算定要領」に即して、豚肉及び牛肉の指定食肉の安定価格の算定の考え方を御説明申し上げます。

1ページをご覧ください。指定食肉の価格安定制度は、農畜産業振興機構の需給操作等を通じまして、安定価格帯の幅の中に実勢価格を安定させることを目的としており、安定価格については、畜産物の価格安定に関する法律第3条に基づき、毎年度「生産条件、需給事情、その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨として」定めることとされております。

また、算定方式につきましては従来から需給実勢方式により行っておりますが、通常、豚肉及び牛肉の価格は需給の実勢により、市場において自由競争の原理に基づき価格が形成されておりますことから、安定価格についても過去の一定期間の肉畜の農家販売価格とその期間の平均的な生産費をベースとして、価格算定年度に見込まれる物価の動向や生産性の向上等を適切に織り込んで価格を算定するという考え方によるものでございます。

ページの真ん中に算定式が書いてございます。簡単に申し上げれば、肉豚の農家販売価格について、価格算定年度のコスト変化率を掛けて、それが豚の値段でございますので、それを枝肉価格に換算いたしまして上下に開くというのが基本的な考え方でございます。豚肉の場合では、直近5年間の基準期間といたしまして、その期間における肉豚の農家販売価格に生産費指数を乗じております。これをまとめておりますのが先ほど御説明した式でございますが、 P という求める安定価格が $P_0 \times I$ に、 m と k という枝肉換算係数を掛け合わせて、 $1 \pm v$ により上下に開いて算定をしているところでございます。

次に、各要素について御説明をいたします。まず(1)でございますが、基準期間の肉豚の農家販売価格(P_0)は、平成16年2月～21年1月までの5年間の農業物価統計による農家販売価格を平均して算出しております。基準期間として5年間をとっておりますが、これは過去の豚肉価格が概ね5年を1周期として上昇、低下を繰り返すいわゆるピッグサイクルと言われる変動を繰り返していることから、価格の上昇局面と下降局面を平均化し、安定的な価格水準をとらえるためでございます。

次に、(2)は生産費指数の計算でございます。生産費指数は、直近5年間の基準期間における平均的な生産費に対して、価格算定年度となる平成21年度の推計生産費の変化の動

向を見るための指数でございます。(2)のア.～エ.にあるように、生産費指数は4つの要素 q_0 、 q_1 、 p_0 、 p_1 から構成されており、オ.に示すように、これらを総合的に計算してIを求めることとしております。

次のページをお開きください。(3)は、枝肉換算係数(m)と(k)でございます。 P_0 とIを掛け合わせますと、先ほども申し上げましたが、21年度の農家販売段階における肉豚の価格が算出されるわけでございます。安定価格につきましては、枝肉の販売価格でありますので、農家販売価格を省令規格の枝肉の卸売価格に換算する必要があります。このため、基準期間5年間における豚肉の枝肉販売価格と肉豚農家販売価格の推移から両者の一次回帰式を作成し、枝肉卸売価格を算定いたしているところでございます。

次に(4)は変動係数でございます。(3)で算出した豚の枝肉卸売価格を前年度と同様に、価格変動幅15%で上下に開いて安定基準価格と安定上位価格を算出いたします。以上が豚肉についての安定価格算定の考え方でございます。

次のページをお開きください。次に、牛肉について御説明いたします。牛肉につきましても制度の趣旨は豚肉と同様でございます。算定方式も需給実勢方式で、豚肉と同様でございます。基準期間につきましては、牛肉では7年間としています。7年間における肉牛の農家販売価格に生産費の変化率である生産費指数を乗じ、これを枝肉換算係数及び定数で指定食肉の枝肉卸売価格に換算し、さらに変動係数を用いて上下に開いて算定をいたしております。指定食肉である牛枝肉は去勢牛の「B2」及び「B3」規格となっておりますが、当該去勢牛は和牛と乳雄の両方が対象となっております。一方、算定に必要な農家販売価格や生産費等のデータにつきましては、和牛と乳雄が別々に調査をされております。このため、系列ごとに計算し、枝肉価格を算出する際に一本化して求めております。

算定式の中で、各項目に w ——これは和牛の略でございます——がついているものが和牛の系列でございます。また、 d ——これはデイリーの略でございます——がついているものが乳雄の系列となっております。

これを算式にまとめたのが4ページの式でございます。求める安定価格 P は、去勢和牛と乳雄の2系列の $P_0 \times I \times m$ に回帰式の定数項 k を加え、 $1 \pm v$ で上下に開いて算定をいたしてございます。

1ページおめくりください。次に、各構成要素について御説明をいたします。5ページ中段の(1)の基準期間における肉牛の農家販売価格には、和牛と乳雄の2つの系列がございます。ここでは $P_0 w$ と表記している和牛系列と、 $P_0 d$ と表記している乳用雄肥育

牛の系列のそれぞれについて、直近7年間の各月の農作物価統計における農家販売価格を平均して算出をしているところでございます。

次に、(2)の生産費指数Iにつきましては、統計部の去勢若齢肥育牛、和牛の生産費調査と、乳用雄肥育牛生産費調査を用いまして、P0と同様に去勢和牛の生産費指数と乳用雄肥育牛の生産費指数に分けて算出をしてございます。

具体的な算定方法は、以下のア. から次ページのオ. に記載しておりますとおり、q0、q1、p0、p1の4つの構成要素を算出し、q0とp0、q1とp1をそれぞれ掛け合わせて、各基準期間の名目生産費と21年における名目生産費を求めて(I)を計算してございます。

1ページ飛ばしまして、7ページをご覧ください。(3)「枝肉換算係数と定数」についても、従来どおり直近7年間の指定食肉の枝肉卸売価格に対する去勢肥育和牛の農家販売価格と、乳用雄肥育牛農家販売価格との回帰関係から関係式を一元的に求め、これに21年度の肉牛農家販売価格を代入することによって、枝肉卸売価格を算出してございます。

次に、(4)でございます。(3)で得られた枝肉卸売価格を上下に開くための変動係数につきましては、前年度と同じく±13%としてございます。

資料6-2をご覧ください。以上で述べたことを実際の数値に即して御説明いたします。まず、豚肉でございます。試算の全体像はその下の(2)の試算にありますように、直近5年間における肉豚の農家販売価格は299円でございます。これに生産費指数Iが1.020ということで、304円98銭が21年度に見込める肉豚農家販売価格でございます。これに枝肉換算係数1.558を掛け、定数項マイナス2.88を加えた472円28銭が枝肉価格となります。これを変動係数15%で上下に開きますと、安定基準価格が401円44銭、安定上位価格が543円12銭となります。これを従来のルールによりまして5円刻みに丸めると、上が545円、下が400円となります。よって、安定上位価格、基準価格とも据え置きでございます。

なお、括弧書きにございますように、上記の算式で求められる数値は皮はぎ法により整形した豚肉の安定価格でございますので、湯はぎ法により整形したものにつきましては、皮の重量等を考慮して、従来どおり7%の格差を設定しているところでございます。

2ページは、基準期間の肉豚農家販売価格(P0)の計算を示しているところでございます。

3ページのIは、生産費指数の算式でございます。Iは分母が $\Sigma q_0 p_0$ でございます。

て、分子が $\Sigma q_1 p_1$ で求められる指数でございます。(2)に試算値が出ておりますが、2万6185円分の2万6700円ということで、1.020と算出されてございます。

4ページ、5ページには、そのIを計算するための算出基礎となる $\Sigma q_0 p_0$ 、 $\Sigma q_1 p_1$ のそれぞれの数値が、6ページから8ページまでは、それぞれの項目の諸元が記載されているところでございます。

9ページをお開きください。枝肉換算係数(m)と定数(k)は、期間の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の回帰関係から算出し、3の(2)の試算にあるように、 $Y=1.558X-2.88$ という式になります。この式により中心価格を求めて、変動係数15%を上下に開き、豚肉の枝肉卸売価格を算定しております。

以上が豚肉の算定についてでございます。

次に、資料6-3をご覧ください。牛肉について御説明をいたします。1ページの(2)の算式をご覧ください。和牛系列ではP0が1084円。これは去勢和牛の直近7年間における農家販売価格でございます。これに去勢肥育和牛における生産費指数の0.910を掛けて得られる986円44銭が、21年度に見込まれる去勢和牛の農家販売価格となっております。乳用雄肥育牛の系列では、P0が375円、Iが1.019でこれらを掛け合わせることで得られる382円13銭が乳用雄の農家販売価格でございます。

次に、農家販売価格を枝肉価格に換算するために、和牛系列には0.210という係数を掛け、乳雄系列には2.166という係数を掛け、さらに定数として97.78を引くことによって枝肉価格937円6銭が求められるところでございます。こうして得られた価格を13%という変動係数で上下に開きますと、上が1058円88銭、下が815円24銭となりまして、5円単位で丸めると上が1060円、下が815円となります。

2ページ以降は、各要素についての数字の説明でございます。

3ページには、乳用雄肥育牛について示してございます。

4ページは、生産費指数の計算を示しているところでございます。和牛では0.910、乳用雄では1.019となります。

Iの各要素につきましては、5~20ページにかけて詳細を掲げているところでございます。

少し飛んで恐縮ですが、21ページに農家販売価格を枝肉に換算する係数と定数を示しております。直近の7年間の価格動向を用いて回帰式を求めますと、 $Y=0.210X_w+2.166X_d-97.78$ という式になります。この回帰式に去勢肥育和牛農家販売価格と乳雄肥育牛農

家販売価格を代入して中心価格を求め、変動係数 13%で上下に開いて、牛肉の安定上位価格と安定基準価格が決まるところでございます。

次に、資料6-4をご覧ください。子牛の関係について御説明をいたします。肉用子牛生産者補給金制度は、牛肉の輸入自由化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処するため、「肉用子牛の実勢価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に生産者に対して生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としております。保証基準価格は、肉用子牛の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として」定めることとされております。保証基準価格につきましては、和牛系列として黒毛和種、褐毛和種その他の肉専用種の3区分、乳用種系列としては乳用種、交雑種の2区分。合計5つの品種区分を算定してございます。

具体的には、和牛系列につきましては基準期間の和子牛の農家販売価格の平均値を求め、それぞれの品種ごとの基準期間と価格算定年度とのコストの変化率を示す生産費指数を乗じ、農家販売段階の子牛価格を求めた後、これを市場取引価格をベースに直すための市場取引換算係数と定数によって市場価格に換算をいたしまして、さらに品種格差係数を乗じて、それぞれの品種の価格を求めています。乳用種の系列につきましても、和子牛系列と同様でございます。

2ページをご覧ください。P0の計算でございますが、(1) 基準期間の肉用子牛農家販売価格(P0)につきましては、自由化前ということでございまして、昭和58年2月～平成2年1月までの7年間の和子牛及び乳子牛の農家販売価格をそれぞれ平均して算出しているところでございます。

次に、(2)の生産費指数(I)につきましては、和子牛及び乳用雄育成牛の生産費をもとにして算定をしております。その要素となるq0、q1、p0、p1の計算方法につきましては、豚肉や牛肉の安定価格と同じ考え方で求めています。また、農家販売価格と同様に基準期間を自由化前に固定しており、自由化前の生産コストと価格算定年度のコストを比較して求めているわけでございます。

また、生産費の項目のうち、和子牛については繁殖雌牛償却費、乳用種及び交雑種については、もと畜費(ヌレ子価格)がそれぞれの品種で異なった動きをしているために、品種ごとに算出をしているところでございます。

(3)の市場取引換算係数(m)と(k)につきましては、農家販売価格と市場価格の回帰関係から回帰式を求めて算出をしているところでございます。

(4)の品種格差係数(D)につきましては、和子牛では自由化前7年間の和子牛、黒毛・褐毛一本の市場価格と黒毛、褐毛、その他の肉専用種のそれぞれの市場価格との関係から算出をしてございます。交雑種につきましては、自由化前7年間の乳子牛の市場価格と交雑種の市場価格との関係から算出をしてございます。

以上が肉用子牛保証基準価格の考え方でございます。

次に、合理化目標価格の考え方を御説明いたします。4ページをお開きください。

合理化目標価格につきましては、「牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額などから考えて、肉用牛生産の健全な発展を図るため、肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な生産費を基準として」定めるということにされてございます。

具体的には、子牛が牛肉として流通する時期の各価格等を見通して、輸入牛肉に対抗し得る価格で国産牛肉の生産を行うために、算定年度に肥育経営が支払い可能な子牛の価格水準を求めようとするものでございます。合理化目標価格につきましても、保証基準価格と同様、和牛系列と乳用種系列の2つの系列に分けて計算をし、それぞれの系列の中で品種格差係数を用いて、和牛系列は黒毛、褐毛、その他肉専用種の3種類に、乳用系列は乳用種、交雑種の2品種の区分に分けているところでございます。具体的な計算方法につきましては、一定期間の輸入牛肉価格に関税率及び諸経費の割合を掛けまして、国内における輸入牛肉の部分肉価格を算出し、この部分肉価格に輸入牛肉と国産牛肉の品質格差係数を掛けて、品質価格差を考慮した、輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉の部分肉価格を計算いたします。

次に、過去の部分肉価格と肥育牛農家販売価格との関係式などから、肥育牛1頭当たりの農家販売価格に換算いたします。肥育牛の農家販売価格から肥育を行う際に必要なもと畜費以外の合理的な費用等の額を控除いたしまして、肥育経営における肉用子牛の農家購入価格を算出いたします。ここで算出されたものは肥育農家の購入価格でございますので、これを市場取引価格に換算し、品種格差係数を掛けて品種ごとの合理化目標価格を算出しているところでございます。

5ページをご覧ください。各要素について御説明をいたします。輸入牛肉の価格につきましては、米国産牛肉の輸入停止期間を除きます平成8年7月～平成21年1月までの10年間の豪州産及び米国産、さらにそれぞれ冷蔵品、冷凍品ごとの輸入価格を加重平均して求めてございます。

また、輸入価格につきましてはドル建てで計算をしているため、直近5カ年（平成16年2月～平成21年1月）の為替レートにより円に換算しているところでございます。関税率及び諸経費につきましては、子牛が肥育されて出荷されるまでの期間を勘案して、算定年度の翌年度の関税率、つまり22年度の関税率を適用することといたしておりますが、現在WTO協議が継続中でございますので、現行の38.5%としております。

また、輸入諸経費につきましては、輸入諸掛率は従来どおり7%、消費税率5%としているところでございます。

品質格差係数につきましては、輸入牛肉と国産牛肉との品質格差を織り込むものでございます。米国産牛肉の輸入停止により米国産部分肉が出回らない期間を除く平成11年7月～平成21年1月までの7年間の、豪州産及び米国産牛肉の部分肉価格の加重平均価格を輸入牛肉の部分肉価格として、国産牛肉の部分肉価格に対する比率を去勢和牛及び乳用雄肥育牛についてそれぞれ算出をしているところでございます。

6ページをご覧ください。肥育牛換算係数につきましては、国産牛肉の部分肉価格を生体価格に換算するための係数と定数でございますが、直近7年間の「農業物価統計」による去勢肥育和牛及び乳用雄肥育牛の農家販売価格に対するそれぞれの部分肉の回帰関係から関係式を求めているところでございます。肥育に要する合理的な費用の額につきましては、各費目ごとに名目生産費を物価指数で除して実質費用（ q_0 ）を求め、これに最近時の物価指数（ p_1 ）を乗じて合計を算出し、これに資本利子及び地代を加算して求めているところでございます。

7ページをお開きください。（5）までの計算によって農家段階での子牛価格は求まりますが、これを市場取引価格に換算するために指定肉用子牛の市場取引価格と農家購入価格との回帰関係から換算係数を求め、市場取引価格に換算をしているところでございます。

この（6）により求めた価格を品種格差係数を乗じることによって、各品種ごとの合理化目標価格を設定してございます。

次に、資料6-5をご覧ください。今までの考え方に基づきまして、具体的に数値を当てはめております。

2ページは具体的に試算した数値でございます。試算した結果、黒毛和種は31万円、褐毛和種は28万5000円、その他肉用専用種は20万4000円、交雑種は18万1000円、乳用種は11万6000円でございます。

3ページ、4ページは農家販売価格でございますが、輸入自由化前の7年間で固定して

おり、30万2660円となっております。

5ページ、6ページは乳子牛系列の農家販売価格でございまして、これも自由化前7年間として16万7246円となっているところでございます。

7ページは、生産費指数（I）の計算を示したものでございます。分母のq0p0は基準期間における生産費、分子のq1p1は価格算定年度、すなわち平成21年度に見込まれる生産費を表してございまして、Iは基準期間に対する生産費の変化率を示してございます。計算結果はご覧のとおりでございます。

9ページ以下に算出基礎を示してございます。

それでは、しばらく飛びますが、28ページをお開きください。3. は市場取引換算係数の計算結果でございます。市場取引換算係数は子牛の農家販売価格と市場取引価格との関係から求めてございまして、(2)の試算にありますように、和子牛では $Y=1.049X+3342$ 。乳子牛につきましては、 $Y=1.089X-9726$ という式になります。

「4.」の品種格差係数につきましては、29ページの試算にあるように、和子牛グループから黒毛和種への品種格差係数は1.003、褐毛和種では0.933、その他肉用専用種では0.704、乳用種から交雑種へ分離する品種格差係数は1.177となっております。

以上が保証基準価格の試算結果でございます。

資料6-6をご覧ください。合理化目標価格の数字につきまして御説明をいたします。2ページをご覧ください。まず、和牛系列の計算でございますが、一番上のPの後の438円78銭が輸入牛肉価格でございます。関税率及び諸経費は、1.505でございます。次の2.90は和牛と輸入牛肉との品質格差係数でございまして、これを掛けますと1915円4銭となります。これが輸入牛肉に対抗し得る和牛肉の部分肉価格でございます。この価格に肥育牛への換算係数0.264を掛けまして、434.09を足して出てくるのが生きた肥育牛1kg当たりの価格939円66銭となります。これに出荷体重725.7kgを乗じまして1頭当たりの肥育牛価格を求め、これから肥育に要する合理的な経費40万6007円を差し引きますと、27万5904円となります。これが輸入牛肉に対抗し得る子牛の農家購入価格でございます。これに市場取引換算係数0.950を掛け、3636を足しまして、市場取引価格が26万5745円となるわけでございます。これに品種格差係数をそれぞれ掛け合わせて計算をしているわけでございます。

乳用種につきましても今と同様の計算をいたしておりますので、ご覧いただければと思います。

3 ページ以下は、各要素の計算の内訳でございます。まず 3 ページをご覧ください。牛肉輸入価格 C I F 価格は国別の冷凍・冷蔵別の輸入シェア、輸入単価、為替レートから求めると、キロ当たり 438 円 78 銭となるわけでございます。

4 ページをご覧ください。関税率 38.5%、輸入諸掛率 7%、消費税率 5% を合わせると、T は 1.505 となります。品質格差係数 (Q) につきましては、分母には国別、冷蔵・冷凍別のシェアと単価から求められた輸入牛肉の部分肉価格を、分子には国産牛肉の部分肉価格を代入いたしまして、格差の比率を求めますと和牛が 2.90、乳雄が 1.52 となります。

5 ページをご覧ください。「肥育牛換算係数」につきましては、直近 7 年間の部分肉価格と農家販売価格との回帰関係から求めているわけでございます。

6 ページでございます。「肥育に要する合理的な費用の額」につきましては、去勢が 40 万 6007 円、乳用雄が 27 万 8945 円となっております。

7 ページをご覧ください。6. に「市場取引係数」と 7. に「品種格差係数」の計算を示してございます。

以上が合理化目標価格でございます。

大変長くなりましたが、以上で指定食肉等肉用子牛に関する算定要領及び参考資料の説明を終わらせていただきます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

委員要求資料説明

○鈴木部会長 それでは、次に第 3 回部会で委員から要求のありました飼料及び畜産物の政策価格等の決定に向けた国民からの政策提案について、事務局から説明をお願いします。

○大野畜産振興課長 畜産振興課長の 大野でございます。

お手元の資料 7 に基づきまして、前回松木委員から御質問がございました放牧の関係と、バイオマスタウンの関係について御説明させていただきたいと思っております。

1 ページ目をお開きいただきたいと思います。まず、水田・耕作放棄地の放牧の関係でございます。昭和 50 年代から山口県、これはフロンティアでございますが、担い手不足が深刻化する中で、農地管理とか耕作放棄地の防止の観点から水田における研究が進んでまいりましたが、平成に入りましてから効果的なダニの忌避剤あるいは安価な——後ほど写真を用意しておりますが——ソーラーパネルを活用した電気牧柵が開発されたおかげで、

この右下のほうに表がございますが、平成 19 年度までに 5000 頭近いところまで頭数が伸びてきております。

左のほうに棚田の管理をしている写真がございますが、山口県では放牧経験牛を貸し出すレンタカウ制度といった取組も行われております。

お開きいただきまして 2 ページ目でございますが、水田・耕作放棄地放牧のモデル的なスケジュールの例をお示ししております。上のほうがモデル的なやつですが、冬の期間に子供を産ませて、また次の種付けをして、草の豊富な時期に放牧を半年ぐらいする。終わればまた舎飼いというモデル的なパターンですが、下のほうに参考として掲げております長崎とか熊本といったところでは、周年放牧、年間を通じた放牧も行われております。

3 ページは放牧技術の概要でございますが、まず放牧地の決定をするという (1) から始まるのですが、先ほど申し上げました (2) は、ソーラーパネル、真ん中の③が写真でございますが、牧柵の設置。それから、給水器の設置。それから、先ほど申し上げましたダニの忌避剤の塗布といったことをやりまして、また放牧地のほうで暑熱対策を講じた上で牛を放牧に慣らすというのを経た上で、(8) の放牧開始。これは使用前 (8)、使用後が (9) になっておりまして、(8) のような荒れ地が (9) のように解消するというところでございます。

4 ページは、水田・耕作放棄地放牧のメリットでございます。これは左側を黄色、赤で分けておりますが、地域・耕種農家サイド、畜産農家サイドに分けております。メリットとしては、何といたっても耕作放棄地の解消につながる、あるいは鳥獣害の軽減に役立つ、また地域の活性化、これは右のほうに子供たちがイベントに参加している写真を用意しておりますが、牛が地域に入るといことで、地域の活性化につながる。また、畜産農家にとっては労働時間の削減、購入飼料費の削減、また健康な飼い方をすることで牛の繁殖成績が向上するというふうにメリットが現れております。

下の 5 ページでございます。こういった放牧を推進する上での課題と対応を掲げさせていただきます。課題といたしましては、まず第一にどこで放牧するかということと、地権者の方との調整が必要、また放牧をする周辺の住民の方の理解を得るのがなかなか難しいということ、また、放牧可能な牛を確保するのが課題であるということでございます。また、牛を放牧地間、牛舎から放牧地へといった移動が大変であるということや、先ほどの電気牧柵、給水施設といった初度の経費負担が必要になる。また、放牧技術を持った技術者の指導、あるいは住民の方々に放牧をやりますよということを説明できる方が必要と

ということで、対応としまして、私ども農水省としてこういった課題に対応するための支援策を掲げさせていただいております。

6 ページに、こういった放牧の事例を掲げさせていただきました。冒頭申し上げましたレンタカウの制度を利用、構築している山口県の例が一番左上、その下に転作作物と組み合わせ農地を高度利用する取組を行っておられる大分県の例。それから、右上に行きまして鳥獣害防止、また地域との交流といった観点から放牧を行っている滋賀県の例。それから、その下のほうに公共牧場と水田を組み合わせる形で放牧を行っている岩手県の例を掲げさせていただいております。

7 ページでございます。バイオマスタウン構想と飼料化の関係でございます。バイオマスタウンというのは、囲みでございますように、バイオマスニッポン総合戦略に基づいてバイオマスの利活用が行われている地域でございます、左でございますように、家畜の排せつ物とか農作物の残さあるいは食品廃棄物といったものをインプットして変換して、飼料、たい肥、あるいはエネルギーといった形でアウトプットするという取組を行っている地域でございます。右の棒グラフでございますが、平成 22 年度までに 300 カ所のバイオマスタウンを目指すという中で、平成 21 年 2 月現在で 172 市町村がバイオマスタウン構想を策定しておられるということでございます。

8 ページでございます。バイオマスタウン構想を公表しておられる 172 市町村を掲げさせていただきます。

9 ページでございます。バイオマスタウンと飼料化の関係でございます、バイオマスタウン構想を公表しておられる 172 市町村のうち、約 7 割に当たります 119 の市町村が飼料化についての構想を策定しておられるということでございまして、この右でございますが、技術的な課題。飼料の安全性の確保ですとか成分調整、それから保存性が低いということで、これをどういう設備で利用していくかという技術的な課題、また施設運用の課題としまして安全な原料を安定的にどういうふうに確保していく体制を構築していくか。また、どうやってそれを畜産農家に安定的に供給していくかという体制整備が課題だということでございます。

10 ページでございます。実際に、こういったバイオマスタウン構想の中で飼料化の取組をやっておられる事例を 2 つ紹介させていただいております。まず一つは帯広市の例でございます、左でございますように、パンくずですとか、選果場から出てくるニンジン、長いもといった規格外、はね物の野菜、それから右上でございますが、牧草といったもの

をTMRセンター（完全混合飼料センター）で混合いたしまして発酵させた上で、下にございますように酪農家集団に給与するという取組を行っておられます。

11 ページは千葉県の場合でございます。左上にございますが、量販店のグループ。ここから出た残さを飼料化工場で、右下にどろどろしたやつがありますが、牛乳やジュースなんかを混ぜて飼料化する、そして発酵させる。スープと呼んでいますが、これをローリーで運んで傘下の養豚農場で給与する。そして、これはリサイクルループ、完全に回っているのですが、そこでできた畜産物、豚肉をまた残さを提供、供給していただいている量販店グループで販売するといった事例でございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、畜産企画課長から説明をお願いします。

○徳田畜産企画課長 私から、資料8に基づきまして国民からの政策提案ということで御説明させていただきます。今回の国民からの政策提案につきましては、石破大臣が中心に進めております農政改革の一環としてさせていただきました。国民の皆様からできるだけ幅広い多くの意見や声を聞いた上で政策に反映していくということでございまして、当部会の審議においてもこれを反映させていただくために、今回初めて募集したものでございます。主要な政策課題別にいろいろ提案をいただいております、2月10日～2月23日までの募集期間で、インターネット、郵便、ファクシミリを通じて募集をしたところでございます。今回、12件提案をいただいておりますが、11名の方が記名で提案を行ってきておまして、今回の結果等につきましては、答申、建議のほか、それを踏まえて農水省が行う政策等についてきちんと返事をしたいと考えております。

若干御紹介をさせていただきます。これはそれぞれいただいたものそのものを載せておりますので、後で御参考にしていただければと思います。

まず、第1番目の51歳の農業者の男性の方からは、消費者に対する理解醸成の支援のやり方について提案をいただいております。

また、次の大阪府の51歳の男性の方でございまして、産直を取り組まれている方でございまして、循環ということを視野に入れた政策展開が必要ではないかという提案をいただいております。

次のページでございまして、59歳の男性でございまして、乳牛の遺伝的改良を急ぐ必要があるという提案もいただいております。

次の 56 歳の男性でございますが、後継者に対しての支援ということで、具体的な提案等もいただいているところでございます。

次の方、年齢は書いておりませんが、宮城の方でございます。酪農教育ファームに対する支援ということで、具体的な提案をいただいているところでございます。

次の女性の方につきましては、国産の生乳の需要拡大や牛乳乳製品の消費拡大について、具体的にやり方等について指摘をいただいているところでございます。

次のページでございます。食品残さ、TMR 発酵飼料等につきまして、73 歳の獣医師の方から提案等をいただいております。

5 ページ目でございます。北海道の男性の方から、具体的な政策提案等をいろいろいただいております。

6 ページ目でございます。79 歳の男性の方でございますが、食品残さあるいは青刈りとうもろこし、また耕畜を巻き込んだ取組とか、あるいは今の課題であります完熟たい肥等の広域流通や、この部会等でも出ておりました、外部支援組織の充実という観点も提案をいただいております。

7 ページ目でございます。22 歳の女性、学生の方でございますが、飼料米の普及提案をいただいておりますが、2 つ目で、今回の募集の仕方につきましても、もっと FOOD ACTION NIPPON のような一般人向けのサイトで意見募集をしたらどうかと言われておまして、私どもも次回の募集に当たってはこういう意見も参考にさせていただきたいと思っております。

8 ページ目でございます。農業者の立場から、男性の方で、価格補償の確立でありますとか、あるいは国産飼料生産拡大について切実な要望等も見られるところでございます。

最後に 9 ページ目でございます。飼料の自給率の向上等について御意見等をいただいているところでございますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

予定では 11 時 35 分ぐらいまでに午前中の質疑を終わりたいと思っていたのですが、既にその時間を過ぎておりますが、林委員が午前中で退席されますので、林委員には、御発言があればお願いしたいと思います。

○林委員 ありがとうございます。

同じ農水省の会議なのですが、先に午後で予約をしてしまっていますので、今日は午前

中だけしか出席できなくて申し訳ないです。一番最後にお話しされた畜産物の政策価格等の決定に向けた国民からの政策提案にございますように、自給率を高めることは、かなり国民的な総意になりつつあるのかなと、これを読ませていただきましたが。そういった中で今日の会合があるということを考えますと、今日の会合の一番大きな目的は、大臣から食料・農業・農村政策審議会に対して諮問をされた3件のことにきっちり答えることだろうと理解しておりますが、今日の多くの資料の中できちんとした計算をしていただいた結果、平成20年度の後半と21年度、全く同じ値になった。

自給率を高めるためには、日本国内の生産者が本当に健全な生産活動をしていただく以外に自給率は高まらないと私は考えていますが、そのためには2つの方法があって、消費者が理解していただければ、生産者への励みとして、価格を上げてでも消費者が買ってくださるといことが一つやり方としてあります。

もう一つは、税金を、国民の理解を得てそこに投入するということですが、今日の御説明は、国民の理解を得ていろいろな畜産への支援を行うことについてのきちっとした裏づけを説明されたのではないかと考えています。ただ、畜産は飼料の大部分を海外からの輸入に頼っているということで、自給率を高めるためにはそのことも大変重要なことで、今日の最後のほうでお話しされましたように、食品の残さであるとか、耕作放棄地への放牧であるとか、また環境問題まで考えますと、畜産廃棄物の有効利用であるとかいったところをしっかりとさせていくためにも、まず生産者が健全に国内で平成21年度も活動できるようにということであれば、きょうの会合は大変実りの多いものになるのではないかと思います。ただ、午後の論議には参加できませんので、どうか皆様、十分な論議を尽くしていただければということでございます。

どうもありがとうございました。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

貴重な御示唆をいただいたと受けとめさせていただきます。

去年、神田委員から資料の説明がなかなか難解であるという御指摘もありましたが、今年は大分良くなりましたか。一言コメントいただければ。

○神田委員 はい、突然ですが。相変わらずなかなか難しいことは事実です。ただ、この算定の仕方が何年も続けて、13年からでしたか、やってきているということで、問題はないということで続けてきているのだろうという思いでお聞きしておりました、聞いたからわかるというものでは……、実際、はっきり言ってわかりません。ただ、いろんなことを

加味する要素が、本当にこれが必要なのかどうかというのは一定年数がたった段階でまた
見てみる必要もあるのではないかと思いますし、具体的な説明の中で、後でまたお聞きし
たいと思いますが、どうしてそういうものを掛けるのかなとかというのがわからなかった
りするものもあります。きょうはこういう場では一定、形式的な説明になるのだろうと思
いますので、日常的に勉強したいと思います。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、また午後の議論につなげていただくということで。

先ほども申し上げましたが、団体の皆様から委員の皆様にご要請を申し上げたいとのこと
でございますので、休憩中に1階の第3、第4会議室で受けることとしております。午前
はここで締めさせていただきます、皆様方にはこれからすぐに、そちらのほうに御足願
いしたいと思います。所要時間は30分程度の予定です。それでは、よろしくお願
い申し上げます。

午前11時48分休憩

午後1時00分再開

○鈴木部会長 それでは、午後の部を再開いたしたいと思います。

質疑応答及び意見聴取

○鈴木部会長 これから3時を目途に質疑応答及び意見聴取を終了しまして、その後各委
員から諮問に対する賛否をしていただきたいと思います。

なお、質問につきましては、一度に2、3項目程度お願いし、3、4名に関連の事項を
出していただいて、事務局からお答えいただくということを繰り返していきたいと思
います。

富士委員が今日早退させていただくということでございますので、まず富士委員から御
意見をいただきたいと思います。

○富士委員 済みません、部会長。今日私ども理事会がこの後あるものですから、途中で
退席させていただきますので、先に諮問案に対する意見と要望意見を述べさせていただきます

たいと思います。

諮問案につきましては、加工原料乳、指定食肉、それから肉用子牛いずれについても諮問案どおりで賛成でございます。その上で、3、4点要望の意見を述べさせていただきたいと思います。

1点目は、乳価の関係であります。3月から乳価が引き上げられておりますが、今後、牛乳乳製品の円滑な転嫁という点で不安がございます。そういう意味で、生産者団体、乳業メーカー、小売業界を含めまして、関係者が一体となって消費者への理解促進なり消費が落ちないように取り組むことが大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたい。

今後の飲用需要の動向は、夏場、猛暑なのか冷夏なのかわかりませんが、そういう意味で今後の飲用需要がこの価格転嫁とあわせてどういうふうになるか、非常に不安な面もありますので、とも補償等のセーフティネット対策の強化をよろしくお願ひしたいというのが1点目でございます。

2点目は、肥育牛の経営に対するマルキン、補完マルキンという経営安定対策がございますが、今のところ全畜種物財費割れで終始赤字というのが肉用牛の肥育経営の実態でございます。そういう意味で、肉用牛の肥育経営に対する経営対策を措置していただきたい。特に、酪農もそうですが、我が国の場合、長い年月をかけて規模拡大して施設投資をして、一旦やめてしまうと再生不可能なのが畜産、酪農の生産基盤でございます。そういう意味で、引き続き継続して安定して食肉、牛肉の供給をしてもらうという意味でも、経営が継続できるように経営安定対策の充実・強化をお願ひしたいということでもあります。

3点目は、飼料用米についてでございます。自給率向上、それから外国産の飼料穀物のリスクを少しでも回避するという意味からも国産の穀物飼料を作ることは極めて大事で、国家的な戦略作物にさせていただきたいと思っております。特に、乾燥、保管、流通対策でございます。えさにするという事になると、水分を落とさなければいけないという意味での乾燥、主食と区分した保管、それからえさ向上への流通ということがございます。そういう意味での流通対策について、まだスタートしたばかりで未整備な部分が非常に多ございますので、その辺についての対策の強化をよろしくお願ひしたいというのが3点目でございます。

4番目は、消費拡大全般でございます。牛肉の消費が特に景気が悪化して落ちているということで、こうした畜産物、牛乳乳製品に関する消費拡大対策への一層の充実・強化をお願ひしたいということでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、富士委員が退席される前に、事務局から先にこの点についてだけコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○大野畜産振興課長 まず、飼料用米のところについて、現状といたしますか、今の支援策を御説明させていただきます。飼料用米につきましては、私ども畜産ですので、畜産サイドから。稲わらのほうもフルに活用していただきたいと考えておりまして、今、水田等有効活用促進交付金を404億措置しているところですが、飼料用米についてはこれで反当たり5万5000円。そして、稲わらを使っていたくと1万3000円、合計6万8000円の助成。それに、収量を幾らで見るかというのがありますが、最近穀物が下がっているので、収量を600キロでkg35円ぐらい見たとして2万1000円。それに稲わら同量として、kg10円で売れるとして6000円。2万7000円足す6万8000円で9万5000円という販売代金等を私ども用意させていただいている支援措置で、反当たり9万5000円ぐらいの収入になるのではないかと考えているところです。

また、流通体制の整備につきましては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金ということで、そういった流通、加工にかかわる施設についても助成させていただいておりますし、また20年度の事業でございますが、飼料用米の定着化のために、それを給与したときの効果ですとかいうのを実証するということは今、支援策としてやらせていただいているところです。

○徳田畜産企画課長 肥育経営について御指摘等ありました。肥育経営につきましては、委員御指摘のとおり、全品種物財費割れでございますが、一番苦しい状況にありますので、緊急的な対応は考えていかなければならないと思っております。

消費がなかなか伸び悩んでいる中で、飼料高騰が完全にはおさまりきらないというところもありますので、今後の肥育経営のあり方等につきましては、現在この審議会にも酪肉基本方針の見直し等を諮問しているところでございまして、そこについては御議論いただき、また御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大杉牛乳製品課長 乳価引き上げによる牛乳の価格の引き上げに伴う消費減少への不安について、私からお答えします。この3月1日から飲用向け乳価を始めとする生産者乳価が引き上げになりまして、それが牛乳製品に価格転嫁されていくという状況になっております。

それに伴います消費の減退に対しては消費拡大策を打っていかねばならないと思っております。現在も各業界団体と一体となって牛乳乳製品の有用性、機能性のアピールでありますとか、新商品の開発の促進でありますとか、また先ほど御指摘がありましたように、消費者の酪農あるいは牛乳に対する理解醸成のための各種の取組をやっているところでございます。こういった取組をさらに広げて、充実させてやっていきたいと考えているところでございます。

他方、そういう努力にも関わらず飲用消費が予想以上に落ちることによりまして、酪農家にとってはその分加工に回るわけですから、プール乳価が落ちて収入が減ることについては、現在これに対すとも補償の形をとった対策があるわけでございますが、これをさらに充実させて、より大きい消費減退にも、より充実した形で対応できる仕組みを検討している状況でございます。

○渡邊食肉鶏卵課長 牛肉の消費拡大のお話もございました。委員御案内のとおり、現時点でも牛肉は単価が非常に高いということで、経済状況の悪化の影響を受けて消費が減退しているところでございます。これに対しまして、今年も畜産フェアだとか農業祭といったイベントを活用した国産牛肉の普及啓発ですとか、先ほどの牛乳でも出ていましたが、牛肉についても機能性とか安全性の情報提供という話、ないしは消費者と生産者との交流会等々、いろんな機会を通じて消費拡大を行っております。

また、前回の審議会でもちょっと御紹介いたしましたが、お肉屋さんで国産牛肉フェアというキャンペーンを打ったりという活動を随時してきているわけですが、来年度もこのような消費拡大の取組をより一層充実してやっていく必要があると考えております。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして委員の皆様からの御意見、どのような角度からでも結構です。今の関連でも結構ですし、その他の点でも結構ですので、お願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ、萬野委員。

○萬野委員 先ほどの富士委員の意見ともダブる点もあるのですが、幾つかお願いをしたいと思っております。

1つ目は、穀物相場がかなり下落したといっても、ここ3年、5年のタームで見るとまだまだ飼料価格、コストが高い水準で推移していますので、肉牛生産者の経営対策を継続、

充実をお願いしたいと思います。

2つ目は、こういった環境において、生産コストを下げる努力、また国産飼料、自給率を向上する努力が生産者も必要だと認識しておりまして、先ほど富士委員からも出ましたように、水田利用者、飼料米等の対策事業の継続等もお願いしたい。あわせて、従前から対策が出ています青刈りのとうもろこしの生産、未利用エコフィードの利用促進、放牧繁殖の推進。また、飼料のエコフィードを中心にした地域との密着した原料確保また利用という観点から、TMRセンターの育成等。これは従前ずっと対策をやっていたのですが、これも継続、拡充をお願いしたいと思います。

3点目は、先ほど来のこういった対策ですが、もう少し事例を公表というか、展示といえますか、そういったアイデアを生産者で共有できるようなサービスをお願いできないかなと思っております。

4点目は、コストダウンに関係することです。最近、例のふん尿処理の問題にあわせて、地下水、河川の水質の保全の問題もありまして、日本の肉牛等はすべて牛舎の中で飼育する傾向になっていまして、そういった中で結構呼吸器系の事故等も増えているという情報も聞いております。そういった細菌性の呼吸器疾患に向けての予防対策、ワクチンとか、できるだけ病気にならないというのが消費者に向けての安心・安全にも関係すると思いますので、できれば治療というよりも病気にならないという対応策を対策として実施していただきたいと思います。

5点目は肉用牛の生産量ということで、牛の場合は個体識別の情報が国のほうで持たれていますので、品種別の飼養頭数——性別とか月齢別とかいった、現状の国全体としての飼養状況が生産者も理解できるようなサービスもお願いしたい。あわせて、出荷した牛肉の枝肉の格付けといった結果というものもこれからどんどん公開していただいて、需給がどういうふうになっているかということを生産者自身が理解して、経営の対応に使えるような環境にしていきたいなと思います。

最後に、消費拡大の件です。新しい販売ルートの開拓とか、流通の効率化を考えた、既存の流通ではない新しい流通経路なりスタイルの検討をいただいて、それにまた対策等も考えていただいて、消費拡大に向けての対策をお願いしたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

堀江委員。

○堀江委員 養豚でございますが、何点か意見として申し述べさせていただきます。まず、WTO農業交渉の問題でございますが、私たち養豚生産者は現在 52%の自給率を生産しているわけでございますが、その中で、WTO交渉いかんによっては自給率も低下してしまうという事実がございます。自給率をさらに向上されるためにも、粘り強く交渉していただきたいと思っております。

価格対策でございます。きょう示された価格は昨年度据え置きという形でございますが、据え置きしたからにはこの価格が、指定食肉である以上、この価格割れの時点では早急に調整保管なり対策をとっていただきたいと思えます。

経営対策でございます。肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業とか、地域肉豚安定生産基金造成事業とかは、養豚産業に対するセーフティネットでございますので、20 年度のように多くの県の財源が枯渇しております。2月、3月、今税込で 400 円ちょぼちょぼぐらいのところでございますので何とかというところでございますが、そういう事業が枯渇しないような予算確保もお願いしたいと思っております。

生産性向上を図るために、総合的な地域養豚振興特別対策事業、あるいは養豚生産性向上緊急対策事業のような事業に対しましても、前年度に引き続き十分なる予算の確保をお願いしたいと思っております。

配合飼料につきましても、異常基金の財源を確保していただくとともに、これから市場価格が高どまりの傾向でありますので、新たなえさ保全制度の施策も検討していただきたいと思えます。

このえさに対しまして、私どもも飼料米あるいはエコフィードに取り組んでいる生産者も多いわけでございますが、先ほど説明のありましたように、飼料米につきましてもはわらまで使用すれば 9 万 5000 円というお話でございますが、養豚の世界ではわらの使用が牛のほうの人たちと組まないとなかなか難しい問題でございますので、この点につきましては MA 米とか古々米とか、あるいは B S の小麦とかいうものをうまく組み合わせるような形の中で利用ができれば幸いですと思っております。

先ほどお話しありました国民からの政策の提案という中にもありますが、やはり経営安定の中に今、こういう経済状況の中で消費への価格転嫁が非常に難しい状況でございます。そういう時には、国内の畜産だけではなく農業全体を守るために生産者への所得補償、あるいは生産物への政策価格の維持という形で、再生産のできるような方法を確立すべきだという意見も大分出されておりますので、ここら辺も国民の理解を得ながら、そういう

方向で生産費・補償方式のような形でこれからの養豚産業を支えていただければと思っております。

最後ですが、家畜排せつ物のことをございます。養豚におきましては、適合する養豚農家はほぼ適正な処理を行っているところをございます。これからは、飼料米も含めまして耕畜連携の中で、使いやすいたい肥あるいは利用しやすい方向の御検討もお願いしたいと思ひます。これは今施策もいろいろございます。さらに強固な形で取り組んでいただきたいと思ひております。

以上、7点ほど申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、もうお1方くらいございませんか。

神田委員お願ひします。

○神田委員 それでは、少し関連するようなことでもありますので。消費拡大のことについて何人かから出されまし、それについてのお答もありました。ただ、そのお答を聞いている範囲では、これまでとられてきた対策の範囲にとどまっている、また、そういったことを強化していくんだというお話だったのですが、この間、私も何度か同じようなことを申し上げておりますが、消費が低下してきている理由をもうちょっときっちり分析調査する必要があるのではないか。もちろんやっているとは思ひますが、でも、それに対して対策をとってきたが低下をとめることができないという状況があるわけですから、さらにきちっとその辺の調査分析をする必要があつて、そこに的を射た対策が必要ではないかということをおの間も申し上げてきているのですが、残念ながらそういったことに関するお答は余りなかつたような気がいたしますので、その辺をもう一度、どうお考えになっているのかということ。これは、行政だけではなくて生産者団体も含めてそういったことを、これまでだけではだめなんだという意識をどうお持ちになっているのかなということをお聞きしたいと思ひました。

消費者が何を求めているのか。これもいつも申し上げることですが、乳製品だけではなくて牛肉のことについても共通するわけですが、そこをきちっとつかんでいてもらいたいなど。そこがまだまだ足りないような気がいたします。それで、先ほども下でいろいろ要望等も聞きまして、生産者の方の大変さはもちろんよく伝わってくるわけですが、そういった中で国民の理解を得ながら進めたいという表現がよく聞かれるわけですが、国民の理解を得るためには、今行われている政策だとか対策が消費者の願っていることにどうつな

がっているのかということが基本にあるということが伝わってこない、ただ理解しろと言われてもそれは難しいのではないかと思いますので、さまざまな対策が消費者の求めているものにつながっているということを常に意識したような、わかるような組み立てをしてほしいなと思っています。

やや抽象的ですが、基本的にそういったことをベースにやっていただけないと国民の理解は進まないのではないかなと思っています。細かいことはありますが、また後で。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、とりあえずこのあたりで一度まとめてコメントいただければと思います。

○大野畜産振興課長 まず、萬野委員の御意見にございました水田対策につきましては、先ほど富士委員に対するお答えの中で水田等有効活用促進交付金を御説明させていただきました。

青刈りとうもろこしですが、これはまさしく前回山西委員から今後の相場展開について見通しの御意見を頂戴いたしました。そう簡単には下がらないというお話の中で、青刈りとうもろこしは割と高栄養で、輸入の穀物に代替できる部分もあると考えておられ、これは推進していくのが非常に重要だということです。

お金のことを言うのは余りきれいではないのですが、今、反当たり1万2000円助成させていただいておりますが、先ほどの水田等有効の「等」は実は畑も含んでおられ、水田等有効活用促進交付金の中で、反当たり1万5000円の青刈りとうもろこしに助成させていただく。これは21年度の一般予算として措置されておりますので、御紹介しておきたいと思っております。また、放牧につきましても一般予算でございますが、耕畜連携の対策の中で、そういった取組を支援させていただけるようにしております。

それから、エコフィード。まさしく地域の資源をTMRセンターを核にしてという御意見を頂戴しましたが、これも21年度の予算で措置しておられ、先ほど帯広の例を紹介させていただきましたが、TMRセンターが地域の資源と自ら生産する飼料作物でTMRを作る時に助成させていただく。これは利用量に応じての部分とハードの部分と両方ございますが、そういった支援も措置されておりますので、また御紹介してまいりたいと思っております。

肉牛の需給にかかわる情報の公表でございますが、これは以前萬野委員が役員をやっておられる団体との意見交換の中で、そういった情報をリアルタイムで公表すれば、それぞれの経営者の方々がこれから増やしたらいいのか、減らしたらいいのか判断がつくという

御意見がございましたので、早速、部分的ではございますが、例のトレーサビリティの情報について公表させていただいています。

枝肉情報とかはまた調整が必要な部分もいろいろありますのでおいおい改善していきたいと思いますが、まさしくそういう情報を見ながら経営者の方々が御判断されている取組は重要だと思っておりますので、少しずつでもどんどん内容をアップしていきたいと思っております。

生産者の方々に優良事例を共有できるような取組をすべきということで、私ども、飼料高騰の中で配合飼料価格の安定を図る、そして自給飼料を作るという取組と合わせて、貴重な資源を利用する家畜の生産性を向上するというのが非常に重要だと認識しております。前回も御紹介させていただきましたが、現在の取組として相談窓口を設けさせていただくとか、あるいは優良事例に関するリーフレットとかDVDとかを配付させていただく取組をやっておりまして、相変わらず飼料が高い中でこういった対策をどうするかということ、御意見を踏まえながらまた考えていきたいと思っております。

堀江委員のお話にございました養豚の生産性の向上の対策でございます。現在は種豚の導入による改良ですとか、銘柄化、繁殖性の向上、それから衛生対策といった養豚対策をやっているところでございますが、来年度までの事業になっておりますが、どういうあり方がいいのかというのは御意見も踏まえながら考えたいと思っております。

配合飼料については、もう御案内のように、前回も御説明させていただきましたが、安定運用を図るというのが非常に重要だということで、これまで一昨年秋の高騰以来 3500 億にのぼる補てん金が配合飼料価格安定制度の中で交付されてきましたが、補てんをするに当たってどうしても市中から借入れなければならない。でも、これ以上借りられないところ、国で資金で手当てをさせていただくですとか、あるいは異常補てん基金について、その財源が不足することのないように一般、補正、一般と立て続けに措置させていただいているところですが、今後どういうふうな運用をしていけばいいのかというのはまた関係の方々の御意見を踏まえながらいろいろ考えさせていただきたいと思っております。

麦とかMA米のお話がございました。麦については既に御案内のように、昨年8月から、それまで数少ないと言われた入札回数を月2回、年24回となるわけですが、こういう改善も施させていただいていますが、MA米を含めてどういう改善ができるかというのはまた御意見を伺いながら考えていきたいと思っております。

最後は水田とたい肥のお話がございました。この飼料用米、特にホールクロップサイレ

一ジが相当増えている。飼料用米が 292 だったのが 1600 を超えるところまでできていますし、WCSについては 9000ha 近いところまでできているという中で、水田に家畜の排せつ物を相当突っ込んでいただけるといえるか、たい肥として利用される。前は、そんなには、「えっ、水田に家畜の排せつ物使うか」という感じだったのですが、今は数トンという単位で入れただけのことになっているので、まさしく耕畜連携の取組は重要だと私どもも考えております。

以上でございます。

○徳田畜産企画課長 萬野委員から、富士委員と同じように肉用牛の肥育対策の充実がありました。これは先ほどお答えしたとおりでございます。私どもとしても充実は必要だと思っております。肉専用種は子牛も下がっておりまして、この状態はだんだん改善していくと思いますが、乳用種、交雑種等については、この物財費割れの状態が続く可能性も高いということで、こういう面につきまして生産者の方と今後引き続きどのような生産のあり方があるかということについては、また議論させていただきたいと思っております。

堀江委員から、地域肉豚の制度について言及がありました。私どもとしましても、これはセーフティネットとして非常に重要と考えておりまして、必要な予算等を手当てしてまいりたいと考えております。一方で、これは都道府県で保険設計をやっておりますので、適正な運用が必要だと思っております。

生産費補償方式について言及がありました。この生産費を補償するということは、一方で生産費は確保されるということはあると思いますが、逆に言いますと、その制度を前提に価格形成が行われる可能性もある、モラルハザードを引き起こす可能性もあるということで、逆に全体として所得の低下をもたらす可能性もあるということでございます。現在の制度は今のままで、これがベストかという問題はありますので、御提言等あれば、引き続き改善に努めてまいりたいと思っております。

○大杉牛乳乳製品課長 神田委員から御指摘のありました牛乳乳製品の消費拡大、特にこれまでの取組の範囲内といいますか、延長線上ではなくて、消費者のニーズをもっとしっかりとらえて分析した上でやっていくべきではないかという御意見をいただいたわけですが、これについて、先ほどの富士委員の御指摘に対する回答では十分でなく言葉が足りなかったのではないかと思いますので、補足をいたします。

確かに、おっしゃるとおり牛乳乳製品のニーズはまだまだ掘り起こしていけると思っております。また、消費を拡大していく上で、消費者の理解を深めるためのより効果的な取

組をしていけば、それも功を奏するのではないかと考えております。関係団体、乳業メーカーあるいは私ども行政などから構成されます牛乳乳製品消費拡大対策検討委員会を開催いたしまして、どういった取組がより有効であるかといった議論をさせていただいているところでもございます。

そういった議論を踏まえて考えておりますのは、消費者の理解をより効果的に増進するという観点から、例えばセミナーなど関連会合の機会をとらえまして、消費者に対するいわばフェイス・トゥ・フェイスの対面型の情報提供の場を作っていくといったことですか、新たなニーズということで新商品、新規需要を開発する、開拓することが重要であると考えております。その点では、もちろんだという商品が求められているのかというニーズの把握に努めていきたい、そういった取組をしていきたいと考えております。

教育機関などとも密接に連携をいたしまして、酪農乳業へのさらなる理解増進をやる必要がある、その例として、より実体験に重点を置いたような取組も必要なのではないかと考えております。いろんな御意見をいただきながら、さらなる効果的な取組をやってきたいと考えております。

以上でございます。

○渡邊食肉鶏卵課長 それでは、私から、牛肉の関係で。まず、今の牛乳の話に引き続きまして、消費拡大のお話を萬野委員と神田委員からいただきました。

まず、萬野委員からの新しい販売ルートの開発ですとか流通の効率化というお話につきましては、まさに今、第2次補正で2億円ほどの事業を国として取り組むことにしております。先日予算関連法案が通りましたので、実際に今から動き出すということでございます。

この事業を補正でとっておりますが、来年度もこういう方向で、新たな販売ルートを作って、販売に努力する人たちに対して支援を引き続き行っていきたいと考えてございます。

神田委員から前回のこの委員会でも御指摘をいただきました、消費者が何を求めているのかというお話でございます。牛肉の関係も生産者、卸、小売、消費者、ずっとフードチェーンでつながっているのですが、それぞれの方々が一堂に会する機会はなかったのです。それで、お互いがお互いのことをどう思っているのかということや直接話し合う機会がなかったということで、今回、国産牛肉需要拡大緊急会議というのを設けさせていただきまして、そういう方々を一堂に集めてお互いに意見交換をやるという機会をこれまで2回持っております。

その中では、神田委員のおっしゃったような消費者ニーズの把握と適切な対応が重要だということで、需要拡大のターゲットですね、どういう人たち、どういう性別の人たち、年齢の人たち。例えば、若い人たちが最近お肉を食べなくなっているのではないとか、かいう意見とか、やっぱり若い人のほうがお肉を食べるので若い人たちにターゲットを絞ったやつをやったらいいのではないとか、牛肉は料理方法が非常に限られているので、もっとメニューを開発したらいいのではないとか、販促のやり方も書いたらいいのではないか。ないしは流通の関係では、さし重視ということで、さしがいっぱい入っているお肉が非常に高い値段がついているわけですが、消費者は必ずしもさしが入っているものだけを食べたいと言っているわけではないのではないかというような意見交換をやっていただいております、こういう両者間の情報交換をこれからも機会をとらえてやっていただいて、その中から実際に国として支援できることがあれば、前向きに支援できるように検討していきたいと考えてございます。

次に堀江委員から、私の関係では2点ほどお話がございました。まず一つは、WTO農業交渉の関係でございます。これは御案内のとおり、昨年12月に会合が開かれなくてそのままファルコナー・ペーパーというのが出たままでございます。アメリカの政権が変わったこともありまして、どういうタイミングで再開されるかというのはまだ目途が立っていないわけですが、基本的には、国のWTO農業交渉に向けてのスタンスは、生産者と消費者とのバランスをとりながら、守るべきものは守るということで交渉しているわけでございます、今後もその方針に変わりはないということでございます。

2つ目に安定基準価格の関係で、この価格を割り込んだときには調整保管を素早くやってほしいというお話がございました。ことし1月に入ってから割り込んだ時期もございましたが、調整保管をやるかどうかというのは、需給の状況だとか価格の動向がどうなるのか、ないしは輸入の動向だとかいうもろもろの諸条件を勘案した上で、やるべきときなのかどうかというのを判断するというところでございまして、必要な場合には迅速にやってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長 堀江委員から、家畜排せつ物の利用につきまして御指摘をいただきました。私ども、19年3月に定めました家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針におきましても、委員御指摘のあったとおり、耕畜連携の強化ですとか、ニーズに即したたい肥づくりを柱に位置づけて推進しているところでございます。

施設整備に対する支援ですとか、畜産環境アドバイザー、あるいはたい肥コーディネーターの養成なども行っておりました、ハード、ソフト両面から家畜排せつ物の利用につきまして支援を今後とも続けて行きたいと考えております。

以上です。

○川島国際衛生対策室長 動物衛生課長の原田が今回愛知県で発生しました鳥インフルエンザの防疫に当たっておりますので、私、代わりまして国際衛生対策室長の川島でございます。

萬野委員からの衛生対策につきまして、いわゆる治療対策から予防対策に重点を移すべきであるという御指摘でございます、私ども全く同じ考え方でございます。そういう考え方に基きまして、家畜伝染病予防法という法律の中で、農家さんすべてに基本的な衛生対策、日々の健康管理ですとか消毒といったことを重点的に実施していただくための飼養衛生管理基準を定めまして、この普及指導を図っているところでございます。

さらに、環境中にありますサルモネラですとか大腸菌ですとかいった、環境中の微生物による生産工程での汚染といったものを未然に防止するという観点から、生産工程におきましてそういう汚染を受けやすいポイントを重点的に定めまして、そこに衛生対策を実施していく。いわば、食品産業で取り入れられておりますHACCPという考え方を農家にも普及したいという考え方で今、都道府県の家畜保健衛生所と連携をしまして事業を推進しているところでございますので、引き続きましてそういった対策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○境畜水産安全管理課長 萬野委員からのワクチンの件ですが、御承知のとおり、ワクチンの承認は薬事法に基づき私ども農水省が行っておりますが、食品安全の観点からは食品安全委員会、厚労省とも連携して対応することになります。ですから、すぐに承認というわけにはいかないのです。サーコワクチンの例があるわけですが、1年近く前から、養豚団体からサーコワクチンをぜひ早くという御要望をいただいておりますので、私ども、その関係の医薬品メーカーに働きかけをし、また食品安全委員会、厚労省と連携をとりながら計画的に進めたということで、早く承認できました。ぜひ肉用牛団体あるいは酪農団体におかれても、私どもと常時意見交換をしながら、何でもかんでもはできませんが、的を絞った御要望をいただければ、早期承認に向けて努力していきたいと思っております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

先ほど1点だけ、WTOについても御指摘と御回答ございましたが、この件については、私も別のところで消費者の方々というか、生協の理事長さんが消費者としてもWTOでどうなるのか、生産者にどんな影響があつて、消費者の皆さんに結局どういう影響があるのかについて、十分な情報を得て自分たちとしてどう支えたらいいのか考えたいのだが、情報が無い。これは交渉事ですからなかなか難しい面もあるのですが、今の状態で受け入れるとどういうことがある、あるいはどういう選択肢をとればどういうことになるということをできる限り開示していただいて、情報を共有して、それで日本として、国民全体としてどうすべきかという議論をできるだけしたいという声を聞いております。だから、そのあたりについては、ぜひ、この場でなくて結構ですので、できる限りやれることを進めていただければということも申し上げておきたいと思ひます。

引き続き、御意見を。

飛田委員、先にお願ひします。

○飛田委員 生産者の立場としての意見を述べさせていただきます。

まず、本日この審議会に補給金等を含めた3点の諮問の内容が付されていることにつきましては、生産現場において、今の状況を改めて申しませんが、今の状況を踏まえると、この諮問内容については私は妥当であると考えております。

神田委員から、生産者としての国民の皆さんに対する取組と申しますか、理解をしていただくための考えはというお考えもありました。私が答える場所ではないかと思ひますが、生産者として大事なものは、消費者の皆さんとの接点をより多く持つていく方向を作らなければ、生産するものが消費者、食べていただく方のお考えと申しますか、嗜好も含めて、そういうことをしっかり受けとめた中で生産をすることが一番大事なことであります。それが欠如しますと、当然加工、流通においても難しい問題がありますから、それは私ども生産現場においては、常にそういう接点を持つ。

例えば、子供さんは家畜と接することを非常に喜ぶます。例えば、稲の種をまいて、できて、それを刈つて御飯にして食べた時に、非常に喜んでおります。これを私どもは小さい学校でやっておりますが、それをすると、例えば白菜でもニンジンでも、今まで食べなかった子供さんが、自分が栽培をして作った、こういうことでできたんだ、そうしたら食べようかといういい例を私どももいっぱい経験を今積んでおります。私どもが自ら努力をしていくことに対して、ぜひ国と一緒にそのことをやっていかないとなかなかうまくいかないのかなと思ひておりますし、これを大事にしていくための御協力を賜ればと思ひ

います。

それと、1点だけ。今、牛乳についても、肉もそうですが、戸数がいろんな要因があって、減少する傾向にあります。しかしながら今、非常にありがたいことは、農業という生産現場に対して、特に安心・安全を含めて国民の皆さんに目を向けていただいていることは非常にありがたい。私ども生産者が、農業がということよりも、私ども農業に携わる者が、食料を、食べてもらうものを作って、食べていただく責任を負っていくんだという考え方を大事にしていかなければなりませんので、これは精神的なものもありますが、そういうことに対して努力を惜しまないということ現場として申し上げたい。

これは1点質問ですが、大型化してきますと、たい肥が、特にフリーストール等の処理が非常に大変な状況ですので、例えばバイオマスとの対応をどのように図っていくかという、環境も含めた中で、このことのお考えをお聞きできればと思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

阿部委員、浅野委員の順でお願いします。

○阿部委員 前回はえさについて話をしたので、きょうは別の話をしたいと思うのですが、やはり酪農です。今飛田委員がおっしゃった、酪農家の数と関連のあるお話をしたいと思っています。私は平成14年～平成19年度までの都府県酪農の趨勢をベースにして、トレンドとして平成25年度、都府県酪農はどうなるかということをやっと計算しました。そうしますと、酪農家戸数は1万6900から1万1579に減少します。その内容をもう少し詳しく見てみますと、20頭～29頭の規模は3400から2100に。それから、30～40頭規模は4700から2700ぐらいに減少しそうです。一方、100頭規模飼養以上の頭数シェアは平成19年度の18%から26%に増大するというのが、今までのトレンドから推測した平成25年度のパワーです。

トレンドから見ても、小規模農家数の減少と大規模農家の増加が進むことが予想されるのですが、今後も小規模農家の皆さんに一定の地位を占めて頑張ってもらって、日本酪農の多様化を支える重要な存在としてあり続けてほしいと思います。

そういったことをトータルで考えてこれからの酪農の形態を推測しますと、主には3つぐらいかな。1つは、経営基盤が強固な家族経営。それから、ビッグ・アンド・メガファーム。それからもう一つは、農業生産法人という3つの主な方向に分化していくと思います。

繰り返しますが、中小規模農家の皆さんには、その中の経営基盤が強固な酪農家として

存続して行ってほしいと思います。そのためには、私は今まで皆さんがお話をされたような、社会経済的な支援策と技術的な支援策の両方が相まってなされることが必要だと思います。

社会経済的な支援策としては、今までの皆さんのお話とダブりますが、中長期的な経営見通しが立てられるような乳価の制度の構築とか、皆さん努力されているわけですが、WTOによって最悪国境措置が維持できなくなった場合に備えての、国内生産の持続策といったセーフティネットの構築についての議論を早急にしていくことが必要だと思います。

次に技術的な問題ですが、私は家畜栄養学、飼料学の研究者ですので、その面からお話をしたいと思います。技術的な課題について考えてみますと、中小規模の酪農家の皆さんが酪農の最前線から撤退を余儀なくせざるを得ないケースとして、生産工程における悪循環があるのです。例えば、分娩後の消化器障害で治療費がかさんでしまう。そして、消化器障害からくる繁殖障害の症候群、シンドロームで種がなかなかつかない。普通は80日前後ぐらいが理想的なのですが、空胎日数が200日以上になって、だらだらだらだと低い乳量でえさだけは食べているということで、通常、35%前後の乳飼比が40とか50%近くになっているというのを個々に点検することはたくさんあります。子牛がなかなか生まれなわけですから、そこからの収入も減少します。そうすると、日常的に気分的に沈んでしまうのです。そして、もうだめだなというケースがたくさんあるわけです。

しかしながら、そのときに必要なのは2つあります。1つは相談相手と頼りになる技術の指導者です。そういう人がいたということで立ち直って、今は頑張っ共進会にいい牛を出すような、基盤が強固な家族経営に甦ったという例は私は幾つか知っています。

ですから、経済的なセーフティネットとともに、酪農家の話の場とそこへの地域の畜産技術者の参加という形態、いわば情報交換とか技術指導のネットワークの形成というのを国が地方と相談しながら構築していくことがとっても大切かなと、自分の経験からも言うことができます。

最初に申し上げましたように、酪農家戸数が減少して行って、話し合う相手が遠い存在になってくるわけですから、そういったことを今後の展開で考えますと、早急に国と地方とが一緒になって相談しながら、今言ったような拠点を作っていくことが大切だと思います。

最後になりますが、去年の暮れに山口県の宇部で、山口県の畜産協会がそのような集会を持ちました。私も北海道から呼ばれて行ったのですが、7名～8名の酪農家、若い人も

中堅の人もお年寄りもいました。普通の講習会と違って質問がしっかりあって、会が終わっても私を取り囲んでの話だとか、酪農家同士が輪になって一生懸命相談しているのです。そのときに、私は「これだな」と思いました。この人たちは絶対に生き残る。こういうようなチャンスを持てるこの人たちは幸せだなと思いました。

繰り返しますが、仲間と指導者の両方が地域にあって、その外延に社会経済的なセーフティネットがあるという二重構造がとっても必要だと思いますので、個々具体的なケースについては畜産振興課の皆さん始め、県の方々、市町村の皆さんと相談しながらやっていただくといいと思います。そうすることによって、先ほど最初私が言いましたトレンドを加速するというのではなくて、とめることができると思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

浅野委員、お願いします。

○浅野委員 乳業協会の浅野でございます。

生産者の方と消費者の代表の委員の間に挟まっている乳業メーカーとして簡単に要望なりお話しさせていただきます。

第1点目は、既に多くの委員の方からお話が出ております消費拡大のことですが、これについて改めて要望なりをしておきたいなと思います。大杉課長から詳しいお答えをいただいておりますので、改めてお答えはよろしいですが、乳業メーカーとしても要望を言っておきたいなということです。

御承知のとおり、3月1日から生乳価格kg平均大体10円上げて、それに伴いまして製品の価格も乳業メーカーで吸収し得ませんので、3月1日から価格改定すべく値上げに取り組んでいるところでございます。まだ全部決まっておるところではありません。そして、この春から一般的な食品は全部値下がりをしております。そういう中での牛乳値上げでありますので、消費者の理解をどうやって得ようかという大変難しい局面に乳業メーカーも立たされております。さはさりながら、乳業メーカーとしてもきちんと取り組まなければいけないので、消費の減退を防ぐべく、消費者のニーズに合った商品の開発、あるいは牛乳乳製品の商品の幅を広げるとかいう取組を、各社それぞれ知恵を絞ってやっております。また、業界挙げて消費の拡大、販売促進に取り組もうということで取り組んでおるところであります。

そこで、先ほどから各委員からも出ておりますとおり、政府におかれましても、牛乳乳製品の消費拡大が図られるよう、消費者の理解醸成にこれまで以上に取り組んでいただければありがたいなというところでありまして、この点を皆さんと同様に強く要望するところでもあります。

2つ目は、生乳需要構造改革事業の継続についてであります。これは平成19年から実施されている生乳需要構造を改革するための事業、すなわち生乳の仕向け先の拡大を図り、需給計画のバランスをとることを目指しているものであります。具体的には、チーズ、生クリーム、発酵乳向けの生乳量の供給を大幅に拡大することではありますが、21年度についても、これにこのための所要の措置を引き続き講じていただきたいという要望でございます。

そして、特に今年は、先ほど言いました牛乳の値上げ、それに伴います飲用乳の消費動向を考えますと、乳製品需給が激変することも懸念されるところでございます。この場合、国産チーズの拡大あるいは食料の自給率向上に役立つとして、各乳業メーカーは新しくナチュラルチーズの工場を作っておりますが、ぜひとも乳製品を含みます需給緩和の場合の安全網、いわゆるセーフティネットとして役割を果たせることも合わせまして、この乳製品の需要構造の改革事業の継続の中に拡充、強化を入れておいていただきたいと要望するものであります。

3つ目は、今日課題の加工原料乳生産者の補給金並びに限度数量でございますが、これにつきましては今、以上述べました取り巻く状況と要望を踏まえまして、補給金単価はルールに基づいて決めていただければよろしいのではないかと思いますし、また限度数量についても、最近の牛乳乳製品の需給動向を勘案して適切な数量を設定すべきだろうと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、酪農対策についてです。私ども乳業メーカーは酪農家あつての乳業メーカーでございます。乳業の健全な発展のためには、良質な原料乳を安定的に供給していただくことが大切であります。そのためにも、先ほどからいろいろお話が出ております国産飼料の自給率を高めること。それから輸入穀物飼料や輸入の干し草の上昇、あるいは相場に左右されない国産飼料基盤に基づいた足腰の強い酪農経営の育成に、ぜひとも政府も引き続いて強い御支援をよろしくお願ひしたいところでもあります。

乳業メーカーはどのように消費拡大していくか、あるいは酪農家の負託にどのように応えるかという責任を負っているとは考えておりますが、皆さんと協力しながら、あるいは

国と協力しながらよい方向に持っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○近藤委員 消費者目線の立場から2、3申し上げたいと思います。

何回かこの委員会に出ていて、以前と違って消費者の理解を求め、消費者の目線に立ってということがパーセンテージとして皆さんの発言の中で非常に大きくなってきたような気がするの、変わってきたのかなということで、非常に喜んでおります。

オバマさんのバイ・アメリカンではないですが、バイ・ジャパニーズを考えたときにどうすればいいのかなと。なぜ国産を食べるかという幾つかの要点は、例えば安心だから。国産だから安心だというのは科学的な判断と非常に矛盾するところがあるので、これはいつまでも続かない。それから、安いという観点であれば、安ければ食べるのかということそれほどでもないし、これにはお金であるとか穀物飼料の問題とかいろいろ出てきますので、それだけでもない。もう一つは、おいしいとか、食べたいとか、はやりだから国産を食べるという話になりますと、これは社会世相の問題も絡むので、これも大きくない。

こういうものをいろいろな観点でミックスして初めて、国産をバイ・ジャパニーズということになるのかなという気はしております。それで、先ほどの神田さんの御指摘に対して、さまざまな消費者理解について消費拡大の努力をされているとお話を聞きましたので、それについても非常によかったなと安心しているところでございますが、ひとつ、言葉として理解醸成という言葉があるのです。この理解醸成というのは、初めはすばらしい言葉だと思って聞いていたのですが、これは生産者を理解してほしい、畜産ビジネスを理解してほしいと。例えば健全経営であるとか、これだけの努力とお金がかかっているんだということをしちんと国民が理解して、日本の畜産を守っていくことに理解を求めることが非常に大きいポイントだと思いますし、特に今はそういうチャンスだと思うのです。自給率という言葉が国民の中で非常に浸透してきていますし、日本だけで好き勝手なことはできないで、グローバルな問題の中ですぐに巻き込まれてしまう。だからなおさら、国の農業、畜産を守っていかなければいけないんだよということに理解を求めるのに非常にいいチャンスだと思うので、それをぜひやっていかなければいけないと思うのです。

もう一つ、消費者や国民の理解を深めるということでこの理解醸成という言葉は使えるのかなと思いますと、ちょっと違うのかなと。ですから、消費拡大という言葉も生産者側から見た言葉なのです。そうではなくて、消費者側から見た言葉で畜産を育てていくという発想が、この言葉の使い方の中でどうも欠けているのかなという気がしています。

国産穀物、飼料の開発の問題もあるでしょうし、おいしい牛乳やおいしい牛乳の飲み方ではなくて、それそのものの開発も、先ほど御説明がありましたでしょうか、それもあると思いますが、それは技術とマーケティングと両方ある。マーケティングというのは決して単発のイベントではなくて、長期にわたって、消費者のニーズでもないのですが、マインドの変化をとらえていく必要がある。例えば、マーケティングのベースで今使われている言葉でVOCという言葉があります。これはボイス・オブ・カスタマーで使っているのですが、大きい畜産業界で言うとボイス・オブ・シチズンだなという気がしますので、ぜひ「消費者や国民が何を求めているかに対して理解を深める」という意味で理解醸成という言葉を使えるようにしていただきたいなと思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

○八巻委員 大きく2点、発言させていただきます。これまでの論議の中で、我が国の食料自給率の向上を図るためには、限られた土地を含め、あらゆる資源を最大限に活用することが重要であるという御説明があったと記憶しています。そういった中で、人的資源はといいますと、我が国の農業の太宗を担っている者は、経営規模がそれほど大きくない上に、土地条件、気象条件といったさまざまな制約を受けた中で日々生産活動にいそしんでいる、言葉は失礼な言い方になるかもしれないのですが、経営体力が脆弱というか、十分ではないというか、ごく普通の家族経営を主体とした農業者群であるのではないかなと私は見ております。

将来におきまして、生産資材価格の変動あるいは高どまり、あるいは国境措置の一層の低減という不安、心配、それから気象・気候の変動といった安定的な生産を阻害するような様々な要因が想定される。こういった中で、先ほど来のお話ではないですが、国民に対して安定的な食料供給を継続するためには、先ほど申し上げた生産の担い手である生産者といった方々の経営安定は何よりも大切であると思います。

20年度におきましては、6月に再度議論をしたということに秋の対策、あるいは二次補正といった形で、生産をめぐる環境に応じて適切に対策が講じられたと私は承知してございまして、昨年3月の建議が尊重されたものと農林水産省の幹部の皆さんに敬意を表したいと思います。21年度におきましても、畜産物価格等の論議と相まって、今後とも短期的あるいは中長期的の両方の視点に立って、十分な予算量のもとで適時適切な経営安定対策などの実施に努められるようお願いを申し上げます。

1点、具体的なことについて御提案をしたいと思います。それは、乳用種肉牛の効率的

な肥育の推進についてでございます、乳用種肥育牛は既に貴重な牛肉資源となっている一方で、品質的に輸入牛肉と競合するといったことで、牛肉の輸入自由化以降の厳しい競争にさらされている。このため、販売額で生産コストを賄えないといった状況も続いておりました、育成経営なり肥育経営がいずれも厳しい環境にある。

こうした中で、乳用種肥育牛のさらなる生産の効率化あるいはコストの低減を図るためには、乳用種肥育牛が酪農経営の副産物といった側面がございますので、酪農家あるいは育成経営、肥育経営が一体となって取り組んでいく必要があると考えます。したがって、今後、地域ぐるみでの取組を助長するなり、そういった検討を開始するなりといったことが必要ではないかと考えております。

次に、前回、21年度は酪農肉用牛生産近代化基本方針ですとか家畜改良増殖目標の見直しを進めていくという御説明がございました。これらの方針・目標は経営の近代化ですとか生産の合理化など、我が国の酪農・畜産の発展に大きな役割を果たしたと私は受けとめてございますので、この度の方針だとか目標の見直しは重要な意義があるのだろうと考えます。

具体的に、方針・目標を定める、設定する時にはまた別途慎重な論議を踏まえて検討を進めていくことになるのですが、つらつら考えてみますと、これまで国が主体となって目標の達成に向けた生産者の生産活動、努力を助長するような家畜改良だとか粗飼料増産、食の安全・安心、さらには需給調整といった多種多様な支援策を講じられたことからそういった成果があらわれたのだろうと考えますので、そういった意味で、議論前の発言としてはふさわしくない面がございますし、それは重々承知しているのですが、農林水産省におかれましては、そういったことを十分念頭に置いていただきたいなとお願いを申し上げます。

中でも、労働負担の軽減だとか、担い手の育成確保といった面では、酪農ヘルパー制度は大きな役割を果たしていますが、昨今の酪農事情を考える時に、先ほど申し上げましたが、生産の太宗を占める家族経営酪農家の離脱防止といった観点も一層重要性が増してくるのではないのかなと考えますので、酪肉基本方針の見直しと相まって、ヘルパー事業のあり方などを検討することが必要ではないのかなと考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長 それでは、ここで一回切らせていただきまして、またコメントいただきます。

○大野畜産振興課長 まず、飛田委員のお話の中にございました大型化するとたい肥の処理が困難という部分です。これは先ほど私が御説明させていただいた資料の8ページを見て、北海道はかなりバイオスタウン構想を公表しておられるので、これは違うよと言われるのかもしれませんが、かなり大型化して、自らではたい肥の処理がとても手が回らない時には、こういったバイオスタウン構想を公表される時には、そういった構想を作る過程からソフトの部分で支援が出ますし、構想を作られた後はそれに対するハードの支援も出るということがありますので、地域ぐるみでバイオスタウンの構想の中でたい肥を共同で処理していくことも、エネルギー利用も入りますが、考えられるのではないかなと思いました。

阿部委員のお話の中で、中小の酪農家の方々は相談相手がいないというお話でございました。先ほど家畜の生産性向上の相談窓口とかを申し上げましたし、また、私どもがやっているのが、牛群検定を通じた改良もそうですし、生産性の向上もあります。多分牛群検定の普及率からいって、阿部委員がお話になられた幹事の酪農家の方は、多分牛群検定には参加しておられないのだらうと思います。ですから、こういう場合に私どもどういう技術の面でサポートができるかということをお考えさせていただく必要があるのですが、ふと思いつくのは、家畜改良センターが全国に12カ所ございます中で、今は主として地方の公共団体あるいは畜産関係団体の指導者の方を対象に研修などをやらせていただいています。そういったスキームの中にそういうエクステンションのサービスみたいなところが組み込めないかどうかと考えてみたいと思います。

先ほど浅野委員がおっしゃられた、国産飼料基盤に立脚した足腰の強い畜産を目指してというのは全く同感でございます。

○徳田畜産企画課長 八巻委員から幾つか御指摘いただいている点でございます。まず21年度の対応でございますが、私どもとしましては配合飼料価格が若干下がりましたが、まだまだ高い状況にあるので、十分その面を注意しながら、畜産の経営が厳しい状況を念頭に適時適切な対応をしてまいりたいと思います。

乳用種の肥育経営について提案等ありました。私どももその面は十分議論していきたいと思っております。

酪肉近代化基本方針、あるいは家畜改良増殖目標の見直しに当たっての国の対応について触れられました。私どもとして国の対応は十分責任をもって対応する必要があるかと思っておりますが、何より生産者あるいは関係団体、いろんな機関が一体となってそれぞれ

の役割を果たしながらやっていくことが重要と思っておりますので、その面はまたそういう役割等も議論してまいりたいと思っております。

酪農ヘルパーにつきましては、来年度で今の事業が終了期間がくるということで、酪農の経営にとって外部化なり、支援組織のあり方等が重要だと思っておりますので、そこについては御指摘のとおり、十分議論してまいりたいと思っております。

○大杉牛乳乳製品課長 浅野委員から、生乳需要構造改革事業の拡充について御指摘がございました。この事業でございますが、ニーズが増えております、あるいは外国産と競争できる状況にありますチーズへの仕向け、生クリームや脱脂濃縮乳といった、外国産との競合がより小さい液状乳製品への仕向けを拡大していこうという事業でございます。21年度は乳製品の国際価格の動向なり飲用消費の動向なり変動要因が大きい中で、他の牛乳乳製品の需要減退分を吸収するという意味もございますので、この事業については拡充をしていきたいと考えております。

○渡邊食肉鶏卵課長 近藤委員からお話があった理解醸成の言葉の意味でございます。私もやっていて、先ほど申し上げた牛肉需要拡大緊急会議というのは、まさにお互いの立場を理解するというところでございまして、委員の御指摘を踏まえて生産者のことだけを理解してもらうわけではなくて、生産者の方々にも消費者はどういうことを考えておられるかという情報交換をできるように心して進めていきたいと考えてございます。

八巻委員から乳用種の肥育の関係で、酪農家との連携のお話がございました。えさ価格が従前ほどは下がっていないという段階ではさらなる生産コストの低減が必要だと思っておりますが、八巻委員から御指摘いただいたような内容は、コスト削減に向かって進むに当たって非常に重要な視点と考えてございます。我々としても、そういう地域の動きについては前向きに支援していきたいと考えております。

以上です。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長 飛田委員から、バイオマスの利用についての考え方について御質問がございました。家畜排せつ物につきましてはたい肥としての利用が基本だと思っておりますが、エネルギーとしての高度利用も大変重要なことだと思っております。このため、先ほど申し上げました基本方針でも柱として位置づけているところでございます。

そういう中で、19年10月現在どのくらいの施設があるかということをお紹介申し上げますと、メタン発酵施設で76施設、焼却施設で30施設、炭化施設で15施設ということで、

まだそれほど多くはございませんが、着実に増加しつつあるというのが現状かなと思っております。ただ、これらにつきましては課題も大変多くあります。例えば、メタンガスとしての利用につきましては、施設投資額が非常に多額に上ることとか、その後の消化液の利用の問題がございまして、広大な草地を有している北海道であれば比較的に利用しやすいのですが、都府県ではなかなか利用困難だといった課題もございまして、したがって、今後とも地域の実情を踏まえまして、個々の条件を勘案しながら着実に推進していきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

先ほど、近藤委員からバイ・ジャパニーズという言葉もございましたが、国産の畜産物等を使うと税制上のメリットがあるとか、そのような動機づけの政策は既に入れているものとか、考えられているものは今はまだないということですか。

○本川生産局長 それは今たしか官房の安全保障課のほうで、まだ具体的にはあれですが、例えば特定のスーパーで国産品を買ったときにポイントがたまるようなシステムだとか事業の検討を現実にやっております。協力する企業の方に、そういう形でポイントをためて、そのポイントのサービスを何か提供して、何らかのメリットを与えるという仕組みに畜産物もうまく乗っていければと思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

もう一点、阿部委員から御指摘のあった、社会経済的な酪農を支える政策として中長期的に経営見通しの立つような経営安定対策の必要性について言及がありました。これは阿部委員も参加されていまして、全国酪農協会でも日大の小林先生が中心にまとめられた提言が11月に出ておりまして、この中でもそのようなことについて詳しい提案もありますので、こういうことも御参考にしていただいて、今後中長期的な議論をしていく中で御検討いただければと考えていますので、御紹介させていただきました。

それでは、引き続き。杉本委員、お願いします。

○杉本委員 先ほどから川上の厳しい状況をひしひしと感じておるところでございますが、私ども川中の食肉販売市場としましてもかなり厳しい状況に置かれております。

今日は、意見というよりも2つほどお願いがございまして。1つは、現在国の指針に逆らって各自治体がBSEの全頭検査をまた表明しております。我々、BSEの専門家に聞きますと、筋肉部位にはプリオンはたまらないということで、我々は危険部位をすべて除去

しております。なおかつそれに検査証明書をつけると大手の量販店がいろいろと無理難題を言っただけです。それが1枚や2枚だったらいいのですが、1トンにつき15枚くれとか、それが市場のコスト高にかなりつながって、我々は経営を圧迫されております。これを速やかに、国の行政の力で何とか撤廃をするような方法を、消費者の方々に御理解いただけるような施策をとっていただきたいというのが一つでございます。

もう一つは、地産地消のあおりを受けて、ばかりではないのですが、現在日本で10食肉中央市場がございます中で、我々東京食肉市場、大阪食肉市場は、東、西の枝肉の建値市場を形成しております。しかしながら、なかなか荷が集まらないものですから、豚なんていうのは、全国でと畜しておる頭数の何百分の1しか上場しておりません。牛に至っては、東京、大阪で約1日、ほぼ500頭ぐらいを競りして建値を作っておるのですが、これがなかなか信憑性がない。だから何とか、中央市場にもう少し荷が集まるような施策をとっていただけないかなというのが私のお願いでございます。

特に新規開拓でまいりますと、生産者の方々が、東京、大阪に持っていくにはかなり遠隔地であるので運賃が高い、何とかならんかという話が常々ございます。こういうのも、我々税金を払って、タックス・ペーヤーの口から言うのも何ですが、生産者の方々には肉用牛補助金とかマルキンとかいろいろ政策がございますので、その中に運賃補助を何とかひとつ潜り込ませてやっていただけないかということは、実感をしているところでございます。

以上でございます。お願いでございます、よろしく申し上げます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

福田委員。

○福田委員 水田を活用した飼料生産、稲WC Sだとか飼料用米が今急速に伸びているということです。ここにかかわって、2点ほど違った観点から意見を述べたいと思います。

一つは、特にこれは飼料用米ですが、中小家畜がかなり大規模な経営体を中心に組み込まれているようですが、そこをみてみますと、飼料用米をどうやって、あるいはそれをどういうふうに給与して、そしてそれをどう売るかという、マーケティングまで含めて一種の三省連携のような取組でかなり先駆的なことをやられているような気がします。

考えてみますと、そういう特にえさの生産プロセスを公開することは情報としてもなかなか出してこなかったと思うのですが、水田を利用するということを、消費者は、まだまだ一部かもしれませんが、そういう訴えをきちんと取り込んでくれると。そして、生産物

の価格にも少しでもコストアップのところをオンするということにもつながっていると
ころがあるようでございます。こういうことを生産サイドも改めて考えてみる必要がある
のではないかと。そういう意味では、水田フル活用といいたししょうか、耕畜連携は前向きに
とらえてやるべきだろうという感じがしております。

もう一点は、さはさりながら、これは生産調整絡みということで、どうしても耕畜の耕
のほう、稲作農家を見ておられますと、まだまだ零細な農家がコストのことも余りにせず
に作っているという状態はかなりあるような気がいたします。稲WCSあたりを見ていま
すと、コントラクターが入ったりとか、大規模な生産法人が低コスト化に向けた生産体制
を構築しているというのにはあるのです。特に飼料用米のほうになりますと、まだまだそ
ら辺のところ非常に脆弱な感じがいたします。これはまさに耕畜連携の課題で、この畜
産部会サイドだけでの問題ではないですが、今後、ここところは注視する必要があるの
ではないかと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

○山西委員 飼料メーカーの代表として、飼料用米のお話が非常に多いので一言意見を述
べさせていただきます。飼料として飼料用米を使う上で、課題は2つあると思っております。
一つは値段、価格であります。これは御存じのとおり、とうもろこしが主原料として
えさの約半分に使われておりますので、このとうもろこしの価格の競合がありますので、
大きな規模で飼料用米を使うことになると、とうもろこしの値段と同等程度でない
非常に使いにくいというのが一つあります。

もう一つは、先ほどもちょっとお話に出ていましたが、運賃の問題があります。飼料工
場は輸入原料に9割以上頼っておりますので、港に工場が立地している。そこに海外から
大型本船でバラで持ってきて、それを工場に搬入するという形になっております。したが
って、飼料用米の場合は、工場が海に向かっていものですから、背中のほうから産地か
ら来るわけですが、それもまた9割以上バラで現在工場に搬入しておりますので、コス
トが非常に安いという状況です。したがって、それを国内の飼料用米として工場に搬入さ
れる場合には、運賃の問題とバラ輸送の問題。先ほど委員のどなたかがおっしゃって
おりましたが、物流の問題は大きな課題になると思っております。したがって、今ぐ
らいの数量であればよろしいのですが、今後、とうもろこしにとって代わるような規
模に持っていかうという中においては、物流の問題、工場もそれに向けて設備を変え
ないといけないと思いま

すので、そういったことを総合的に視野に入れた中で対策をとっていただきたいなと思います。それが1点。

それと、消費拡大。私はこの点については専門家でも何でもないので、私どものお客さんからよく聞く話は、例えば卵をスーパーさんに売るのに大、中、小という3つのサイズで売ると、今の5つのサイズで売るとは全然コストが違うのだそうです。また、聞いたお話ですと、花を小売の方に売ると、真っすぐな茎が1mぐらいないと全く売れない。これを50cmにするとコストが全然違うとか、そんな話をいろいろ聞きます。

ですから、小売への流通の中で既成概念としてかなり決まっているものを、消費者の皆さんの意見をお聞きして、もう要らないのではないかという規制を一つ一つ見直していくと、物流も含めてかなり大きなコストダウン。サイズとか見た目とかいったものを少し考え直すことによって、国産についてもかなりコストダウンの道が開けるのではないかというのを、卵のお客さんと話をしている中で感じました。こういうことを参考になればと思いました。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、順番に。上安平委員、大薮委員。

○上安平委員 私は国民・消費者への理解醸成について、2点ほど触れさせていただきたいと思います。一つはタイミング、そして、一つは方法についてでございますが、まずタイミングについてでございます。昨今、食料自給率の問題があれこれ言われ、それに対する国民の理解は今までになく高まっていると思います。それで、食料を買う場合、全く同じ値段だったら、多分今国民の大部分はちゅうちょなく国産品を選ぶと思います。それから、もし値段が国産品のほうがちょっと高くても、これは犠牲的精神というか、ボランティア精神まで含めて、国産品を買うのではないかと思います。そういう意味で、食料自給率の向上についてのコンセンサスがすごくでき上がった時期だったと思うのです。

ところが、ここへ来てこの経済状況でございまして、話はわかるのだが、うちのお父さんの仕事がなくなった段階で、あえて犠牲的精神を発揮して少し高くても国産品を買うかという、それはなかなか望めないのではないかと思うのです。下手すると、安ければ何でもいいとなりかねない御時世になってきているのだと思うのです。ですが、ここでひとつ、なおかつワンプッシュして食料自給率の問題、あるいは国産品消費の問題について、国民の理解醸成に力を入れて運動を繰り広げれば、ある意味では今こそそれをとどめる手

チャンスかなと。国民の志向を大分ターンさせるターニングポイントになり得るのではないかと、ぜひ力を入れていただきたいというのが一つでございます。

その方法についてでございますが、皆様の御発言を聞いていますと、生産者の方も消費者の方も、そして行政の担当の方もいろいろな活動を随分なさっていて、対面のフェイス・トゥ・フェイスの活動はすごくきめ細かくやっていたらっしゃるような気がします。ただ、一般に消費者という顔の見えないマスで考えられるものに関して、ちょっと及び腰になっておいでになるのかなという気がします。というのは、実は、この間募集されました政策提案を拝見いたしまして、私すごくおもしろく拝見させていただきました。「ええ、生産者の方はこんなふうに考えていらっしゃるのだ」と思ってひょいとタイトルを見ましたら、国民からの政策提案の概要なのです。これは別に生産者に限って募集されたものではないが、集まってきたのはやっぱり生産者という感じになっていらっしゃると思います。

この中に学生さんが、一般向けのサイトにはコネク特していなかったということも書いてありますが、そういう意味で、顔の見えない消費者、国民一般に対してアクセスするチャンスをもう少し増やしていただいて、それはもう手間も手数も費用もかかることだし大変なことだと思いますが、ここであえて踏み込んで、こういう場には各消費者を代表する委員の方もたくさんおいでになります、そういう意識の高い人以外の人たちが何を考えているのかというのを、思い切って把握してみる御努力が必要なのではないかと気がして申し上げました。

以上です。

○鈴木部会長 大藪委員、お願いします。

○大藪委員 お尋ねとお願いをさせていただきます。今までいろんな委員の方たちがお話しされていましてのでダブることも多々あるかと思いますが、あえてもう一度私のほうからお願いをさせていただきたいと思います。

まず、一番最初に配合飼料価格の高騰等を背景にいたしまして、畜産農家の離農が進んでいるのは皆様御存じだと思います。特に都府県の酪農に当たりましては、増産型の計画生産に入っているのですが、生乳の生産はまだまだ減少しております。今後、都府県の担い手において生産基盤の改善、それから確保に取り組む必要が多いにあると思いますので、そうした取組に対しての支援をぜひお願いしたいと思います。

3月から乳価値上げについて一番懸念されておりますのが、今までいろんな方から出ました消費減退の問題です。飲用乳の落ち込みはプール単価の低下となりまして、10 円の値

上げが果たして幾らになるかというのはまだ見えないところです。加工乳がふえ、数年前の販売不可能乳が廃棄という形にならないように、ぜひ取組を強化していただきたいと思っています。

私たち酪農家は、国民の皆様により安全なもの、そして安心な牛乳を届けようと日々頑張っております。しかし、ますます厳しくなる経営の中で、離農していく同志はまだまだ後を絶ちません。今まで養われていた地域社会が、この離農によって崩れていくことも今から多々あることです。今望むことは、酪農経営により安心した生活が送れる。私はただそれだけを今の酪農家は望んでいるのです。これ以上廃棄ということにならないためにも、今こそ抜本的な対策をぜひ打ち出してほしいと思います。

これはお尋ねですが、前年度都府県対策として打ち出されていた飲用乳に対しての 3.2 円の補助金が打ち切られるようですが、3月から乳価が 10 円上がるということで、少なからずの期待はしているのですが、今までの弱体化はなかなか改善されそうにありませんので、この補助金カットのいきさつをぜひお伺いしたいと思います。

それから、消費低下に伴う消費者交流の場を、私たちは今「酪農教育ファーム」という活動で行っております。今一番大切なことは、農業の大切さ、それから食の大切さを伝えていくことだと思っておりますので、今後もこの活動に対する理解をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

松木委員、お願いします。

○松木委員 午前中から難しいというか、なかなか理解しにくい式で料金とか量とかの目標が出ておりました、状況に合わせた計算式であるにもかかわらず、バター不足だとか、今おっしゃったように廃乳が起きたりするという現実があることは、大変難しい問題だなということを改めて考えさせられました。くれぐれも市場からバターがなくなるとかいったような乳製品、お肉に関して混乱の起きないような政策をお願いしたいということ。

それから、私が要望しまして御親切に資料7のような見やすい、わかりやすい、理解しやすい資料を作ってくださいまして、ありがとうございました。読ませていただいて、放牧の目標が 5000 頭であるという点から、現状はなかなか困難なことがたくさんあるんだなということがうかがい知れました。

それと、国産飼料の自給率を上げるためには、濃厚飼料となり得る作物などの現状や、

これからの見通しなどの資料も加えていただけるとありがたいと思いました。

流通の点ですが、野菜などに見られるような、野菜と畜産物は内容が全然違いますのでなかなか難しいかと思いますが、生産者と消費者を直接結びつけるような、その場で情報交換、交流もできるようなシステムができると消費拡大の一翼を担うことができるのではないかと思います。

そして、どなたかもおっしゃいましたように、消費拡大は一時的なイベント的な行事もインパクト的には必要でしょうが、恒常的な継続効果のある働きかけも必要ではないか。その面では、牛乳、食肉に関する栄養面を前面に押し出した働きかけといった施策も必要ではないかと思います。

私、たまたま千葉県八街市にありますアグリガイアシステムというリサイクル施設を見学させていただきまして、非常に驚きました。とても立派な施設でオートメ化されていて、これは補助金の支援がかなりあってのことかなとも思いまして、非常に参考になったと同時に、私たち消費者としてもいろいろ反省する点が……。例えば大量廃棄食品などを見せられて、食べ物に対する考え方をもっとみんなで考えなければとか、残さの再利用の廃棄物とのつき合い方とか、必要性とかを一層理解できたように思います。このように、実際に現場と最終消費者とのコミュニケーションがあって相互理解ができるのではないかと、身をもって体験いたしました。

今、非常に景気の厳しい現在、消費も冷え込んでいて店頭では価格を下げよう、下げようとして、また生活者も消費者もできるだけ安いものを買わないとというこの時期、先ほど委員からお話がありましたが、こういうときだからこそエコ・コンシャスといいますか、価格の背景にある再生可能な価格を認めるとかいうことも必要かと思っておりますので、私どもの運動の——これは重要課題でもあるのですが——そのためにはより一層の消費者への情報提供などのアクションもお願いしたいと思います。

以上、感想みたいなもので失礼します。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

大体一通り出席の委員の皆さんから御意見をいただきました。では、もう一度事務局から簡潔にコメントを。

○大野畜産振興課長 まず、福田委員からお話のありました飼料米の関係でございます。飼料米、もちろん先ほどおっしゃられたように、マーケティングを含めた取組が重要だと。山西委員のお話の中に価格のお話でしたが、今、とうもろこしが相当下がってき

の中で、引き続き 50 円近い値段で畜産農家がお米を買い取るというものが結構残っているのも、そういったマーケティングを含めた取組がなされているからだと思います。

こういうことを進めるためには、もちろんメリットを両方で共有する。耕種農家にとっては、やはりお米ですから作りやすい。畜産農家にとっては、品質の部分でよい特質もある、おっしゃられたように——これは前回の近藤委員の御指摘を踏まえて十分気をつけなくてはいけないところがあるのですが——ブランド化できるといったこと。それから、先ほどたい肥の話もありましたが、耕畜連携も進むといったメリットがございますし、また昨年の飼料高騰を見ると、飼料の供給の安定感がある。そういうメリットを両方で共有する必要があると思います。

それに加えて、私どもが今取組でやっておりますのは、畜産関係団体あるいは畜産農家の方が、どれぐらい飼料用米を使いたいというニーズを持っておられるかという調査をさせていただいて、それを耕種サイドのほうにお伝えする。そして、耕種サイドのほうで、どれぐらい飼料米を作ってもいいよというニーズを調査して、それを今度は畜産関係団体のほうに渡すという形でマッチングをやっておりまして、そういった取組を通じて、福田委員がおっしゃられたようなマーケティングを含めた体制を作っていくことが重要かと思っています。

山西委員とは以前ちょっとお話しさせていただいたことがあるのですが、国産の飼料用米はフレッシュだからアドバンテージがありますでしょうと言ったときに、フレッシュさは全然関係ない、全く価格の問題だとおっしゃられてショックを受けたことを記憶に残しております。先ほど、富士委員の御質問の中で回答させていただいた 5 万 5000 円というのは、これまでは 3 万 5000 円の産地づくり交付金というやつに流通助成 1 万 3000 円乗っけて、4 万 8000 円だったのを来年度から 5 万 5000 にするという形にしています。もちろん、穀物の国際的な相場が下がっている中で、これに対する熱も冷める可能性もあるので、これから重要なのは、多収の専用品種を使っていく、あるいは栽培技術でもっともっと改善できる部分があるということで、助成も支援措置も強化しましたが、またコスト低減の取組、あるいは技術開発の取組、研究開発の取組を強めていく必要があるのだろうと思っています。

松木委員のおっしゃられた放牧 5000 頭。現状は厳しい、これは事実でございます。いきなりそこら辺に牛を放したら鳥獣害以上に問題になる。ただ、地道に先ほど申し上げましたような取組を通じて拡大していきたいと思っています。

濃厚飼料については、国産濃厚飼料というと、飼料米はまさしくそのものですが、あとはそれに近いものとしてエコフィード、食品残さの利用、あるいはコーンも稲もございませうが、ホールクロップサイレージといったものを進めていくことが必要だと思います。この取組状況については、また改めて御説明させていただきたいと思ひます。

アグリガイアについては昨日国会で出て、局長が答弁しておられたのです。それで、今おっしゃいますように、エコフィードをどういふふうには理解を醸成していくかという中で、この3月の中旬には私どもスタートしたいと思ひておりますが、食品残さを原料としたエコフィードの認証制度を発足させて、食品残さを使った飼料が受け入れられやすいように、また広域流通になじむように、そういうことをやろうと思ひております。ここがなかなか難しいところですが、消費者の方の御理解が本当に得られるかどうかというところに不安があるので、なかなか踏み切れないところがありますが、来年度はそういったエコフィードを使った畜産物の認証制度みたいなものがないか、いや、そういうものを食べたのは要りませんという拒否反応もあるかと聞きますので、そういうところまで一歩突っ込んでやっていきたいと思ひております。

○徳田畜産企画課長 先ほど、上安平委員から消費者への理解ということで発言がありました。御指摘もとてもございまして、タイミングの点では今こそやるべきではないかということございまして。また、方法についてはマスとしての国民に対して及び腰になっているということございまして、私ども方法論等ははっきり申し上げて不十分な点はあると思ひます。今回、政策提案ということで初めての試みでさせていただきましたが、この審議の中でも多数触れられたということで、非常に参考になった、よかったと私ども思ひております。今回の件につきましては、省としては今回の結果について中でよく議論して、次に生かされるようやっていきたいと思ひております。

もう一つ、都府県酪農対策について、なぜやめるのか、経緯を聞かせていただきたいということがありました。都府県酪農対策につきましては、昨年、飼料高騰の中でなかなか価格転嫁が進まないということで、2月対策、6月対策ということで、合わせて3円20銭余りの対策を講じたわけございまして、これは価格転嫁がなされるまでということございまして。今回、飲用が10円上がるということございまして、昨年の3円と合わせますと、都府県全体で480億円ぐらい生産者にメリットがあるような状況がなされたということございまして、むしろこの価格転嫁に対して、消費減に対するセーフティネットという面を重視していく必要があるのではないかと思ひております。

また、こういう政策が継続されますと、それをもとにした価格形成も行われかねないということもあると思います。

以上でございます。

○大杉牛乳乳製品課長 大藪委員から酪農教育ファームについてお話がございました。実際に大藪委員にはこういったことに取り組んでいただいております、感謝申し上げたいと思います。支援についても、我々としてももちろんやっていきたいと思っております。

松木委員からお話がございました、過去における家庭用バターの商品不足の問題、あるいは生乳の廃棄の問題でございますが、生乳の需給と申しますか、牛乳乳製品の需給は非常に難しい世界であることは御案内のとおりでございます。21年度については、先ほど限度数量設定の考え方の背景として、21年度の生乳需給表、需給見通しについて資料を入れさせていただきますが、それを前提とした考え方を御説明させていただきました。

変動要因が非常に大きいというのが、21年度の生乳需給に臨むに当たっての大きな特徴ではないかと思っております。乳製品の国際価格が大きく変動する状況にある、また、飲用消費が減退するおそれがあるといったことで、そういった需給の変動に対して、最終的に消費者に迷惑がかかるようなことがないように、適時適切に対応する体制を築いて21年度に臨みたいと考えております。

以上でございます。

○渡邊食肉鶏卵課長 杉本委員から2点ほど御指摘ございました。まず、BSE全頭検査の件でございますが、現在20月齢以下の牛については、国は、これは厚生労働省の所管でございますが、各県が行っていると畜場の検査に対しての補助を、20年の7月からだったと思っておりますが、打ち切っているということでございまして、農林省としてはその判断を尊重したいと考えてございます。その全頭検査を各県で引き続きやるかどうかというのは各自治体の御判断だと考えてございます。ただ、そのときに検査証明書をつけろという話があるというお話ですが、この話は今後厚労省とも協力しながら、関係者に周知を行っていきたくて考えてございます。

2点目の、卸売市場への支援ということでございます。食肉の卸売市場は、先ほども委員からお話がありましたように、食肉の牛肉、豚肉の価格形成に非常に重要な役割を果たしておられます。その観点から、これまでも卸売市場の経営改善につきましては、事業を実施するなどしていろいろ御支援申し上げてきたところでございます。

お話にありました出荷コストにつきましては、本来は生産者が負担すべきものでござい

ますが、運賃そのものを補助できるかどうかというのはあるのですが、出荷コストの低減に向けて、国としてもどういう支援ができるかというのは今後検討してまいりたいと考えてございます。

また、松木委員から消費拡大の関係で、流通の関係で生産者と消費者を直接結びつけることが重要ではないか、ないしは一時的なイベントではなくて、恒常的な働きかけ、例えば栄養面での働きかけが重要だというお話がございました。どちらも、今でも国としてそういう活動には御支援申し上げているところですが、この分野は非常に重要だと思っておりますので、今後も引き続き、しっかり支援をしていきたいと思っております。

私からは以上です。

○鈴木部会長 他にはよろしいですか。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 今のBSE検査のことについてコメントしたいと思います。全頭検査ということではなく、20カ月齢以下の検査をやめるということですね。ここは混同しないほうがいいということです。杉本委員から、ちょっと聞き取れなかったのですが、消費者の理解を得られる対策をしてほしいとおっしゃったように聞こえました。

もちろんそういうことですが、この検査を国としてやめる時期に向けて、私どもがいろんな学習会等を開いたときの感触を申し上げたいのです。科学的にこれはもう検査しなくてもいいだろうという判断は、私が携わったところでの消費者は、かなり理解があったと思っています。そこに参加していたむしろ生産者の方が、そんなことを言っても消費者は理解しないだろうというのが特徴的であったように思っています。ですので、最終的には、私は非常に意地悪な言い方をすれば、生産者の意向を汲んだのではないかなと思えなくはないので、そこはどちらということではなくて、科学的にきちっと判断していくことが大事ではないかなと思っています。

もう一つ、山西委員から、花と卵の例で既成概念はなくしたほうが良いという御意見がありました。私も全く同感で、今日のテーマで言えば牛乳と牛肉についての既成概念という面ですが、例えば牛乳で言えば、乳脂肪率がある程度まで上がってくればおいしいと感じるが、それがどんどん上がればおいしいのかということそうではない。しかし、乳脂肪が随分上がっているような気がいたします。あるいは牛肉のお話で言えば、先ほど緊急会議の話がありましたが、さしの問題があつてそういう意見があつたという御報告がありましたが、霜降りだけがおいしいと思うわけでもないということもありますので、そういった

価値観が固定しているような気がするのです。そういったところはきちっと見直していく必要があるような気がいたします。

資料8で、国民の意見を募集したということで御報告があつて、先ほどもほかの委員の方からもありましたが、私はこれを見て、国民の意見というよりも、もちろんこういった生産者の方の意見が出ることも必要です。でも、ちょっと偏っているので、その提案の仕方が問題があつたのだらうと受けとめているというお話があつたのでいいのですが、農水省の中には消費安全局というところがあつて、そこで情報の提供とか収集などについては、私は非常に進んでいるなと思つているところがあるのです。ですので、こういった意見をとるときに、そういったところとの横の連携がないのかなと、この結果を見て非常に不思議に思つたのです。ですから、もっと身近に教えてくれるところも——済みません、ちょっと失礼な言い方ですが——あるので、そういうところと連携をきちつとしながら、ぜひこの次は、目的に合うような情報のとり方ができたらいいのではないかなと思つます。

長くて済みません。もう一つです。これは非常に単純な質問ですが、資料6-1で、安定価格策定の基準期間ということで、豚が5年で牛が7年というところがありましたね。これは個人的にも聞いているのですが、豚のところは価格変動ピッグサイクルというお話があつたが、牛のところはなかつたのでお聞きしたのです。それも豚と同じように、価格変動のサイクルが、こちらは7年であると御説明を個人的に受けました。そういった時に、7年前というのはいわゆるBSEが発生して、7年前は2002年になりますよね、だから、いつもと違う状況がある7年だと思うのです。そういったときに、特別な普段とは違う状況があるときは、むしろ省くのかなと素人的には思うのですが、それでもこの7年がどうなのかというのはよく理解できなかったのです。もう少し御説明いただければと思つます。

○鈴木部会長 どうもいろいろ御指摘ありがとうございます。それでは、今の点について。最初のBSEについては、生産者の皆さんの意向ではないかということもございましたが、何かありますか。

○萬野委員 いろんな御意見の方が混在している状況だと思うのです。今神田委員がおっしゃつたことも、そのリスクコミュニケーションの場合ではそういう話だつたと思うのですが、僕の経験では、前回のOIEの「制度が変わる」というテーマでの会議では、消費者の団体の代表の方がかなり強硬に反対をされましたので、そのときに僕が意見を述べさせてもらったポイントは、牛肉が科学的な見地で安全だということであれば、国民生活者、消費者の方へのメッセージが不足しているのではないかなと。そこを終えてからそつちの

方向へ行くというステップを踏んでいただかないと、現状としてはどちらかという判断がなかなか難しい状況ではないのですか、という意見を言わせていただきました。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から。

○大杉牛乳乳製品課長 神田委員から、乳脂率基準という言い方でお話があった件ですが、若干誤解があるかもしれませんので、御紹介をさせていただきます。生乳、搾ったままの乳は乳脂率が 3.5%でなければならないという基準があるかのような誤解がある気がいたします。といいますのは、生乳の取引においては、3.5%という乳脂率から例えば 0.1%増減するに従って値段が、つまり生乳の価格が例えば何十銭上下するといった形で価格が決められております。要は、乳脂率が高いか低いかに応じて値段が変わっているということであって、そういった 3.5%でなければならないという基準があるわけではないということをお誤解のないように御紹介をさせていただきたいと思っております。

○徳田畜産企画課長 神田委員からの政策提案の件については、神田委員から省内の横の連携という話がありました。そういう御指摘もあったということも踏まえまして、省としてきちんと対応させていただきたいと思っております。

○鈴木部会長 他にはいかがでしょうか。

○渡邊食肉鶏卵課長 神田委員から、指定食肉の価格の部分の特に牛に関しましてちょうど 7 年前は——7 年というのはキャトルサイクルと言っております、豚は 5 年でピッグサイクルですが、それで算定しているなら——B S E の時期で、価格ははじくのが適当ではないかというお話がございました。

実は、これは牛肉でございますが、資料 6 - 3 の 2 ページを開いていただきますといいのですが、牛の農家の販売価格を出すのに枝肉価格から出しているわけでございますが、制度で安定基準価格と安定上位価格を設けている関係で、本来そのバンドの中に価格はおさまるべきものということでございまして、非常に低かった時期には安定基準価格で売れたというふうに価格を修正してございます。その関係で、B S E の影響は制度的に排除した格好で試算を行っているということでございます。そういう関係で、B S E の部分について、その年を外すという措置はとっていないということでございます。

以上です。

諮問に対する賛否

○鈴木部会長 それでは、まだ議論は尽きない点もあろうかと思いますが、予定しておった時間が若干オーバーしたぐらいになっていますので、このあたりで質疑は終了いたしまして、何かございましたら、これから諮問に対する賛否を聴取したいと思いますので、そこでの御意見でまた若干お話しいただければと思います。

委員及び各臨時委員より、本日の諮問を審議するに当たり参考として示された試算値についての賛否を御表明いただければと思います。あわせて、諮問に対する御意見があれば簡潔にお願いいたします。

なお、念のため申し上げますと、賛否につきましては反対という表明ももちろん排除してはおりませんので、その点は御自身のお考えに基づいて御発言いただきたい。これは当たり前前のことでございますが、念のため申し添えます。

それでは、神田委員から順次お願いいたします。

○神田委員 提案のとおりで結構です。

○浅野委員 提案のとおりで結構です。

○阿部委員 提案のとおりで結構であります。

○大薮委員 賛成いたします。

○上安平委員 提案に賛成いたします。

○近藤委員 異存はございません。一つだけ、すごい基本的な質問で申しわけないのです。もっと早く聞けばよかったですね。資料5の加工乳の生産の計算式がありますよね。これの2ページには、生産コスト等変動率のところ、生産費の変化率のところ、物財費とか家族労働費とか地代云々かんぬんと非常に細かく説明していただいて、今年はととてもよくわかったのです。さっきの神田さんではないですが、それが6-1から後の資料になりますと、例えば6-1ですと2ページの生産費指数の計算のところ、q0とあって、各費目の実質費用としか書いていないのですが、これは例えば5の2のところを参照すればよいと考えてよろしいですか。q0の中身はこういうものだよということで、念のためお聞きした上で、私の賛否が変わるものではございませんけれども。

○渡邊食肉鶏卵課長 わかりにくい資料で恐縮でございます。実質費用は名目を物価変動率で割っているということで、それで実質を出しておりますので、牛乳と同じです。

○近藤委員 来年から書いておいていただけると。

- 鈴木部会長 では、来年に向けてさらに改善をお願いすることも含めまして。
- 杉本委員 わかりにくい部分は帰って勉強しますので、妥当だと思います。
- 飛田委員 賛成です。
- 福田委員 賛成いたします。特に意見はございません。
- 堀江委員 賛成いたしますが、しっかりと再生産できる施策をお願いいたします。
- 松木委員 異議はございません。
- 萬野委員 賛成です。
- 八巻委員 賛成いたします。
- 山西委員 賛成します。
- 鈴木部会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、質疑応答及び意見聴取並びに賛否表明が終わりましたので、御意見を取りまとめ、答申及び建議の原案を作成することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木部会長 御異議ないようでございますので、従来からの慣例のとおり、こちらから起草委員を指名させていただきますので、その点についてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木部会長 それでは、起草委員を浅野委員、阿部委員、上安平委員、飛田委員、福田委員、萬野委員、以上6人の方にお願いますとともに、起草委員長は福田委員にお願いできればと思います。なお、私と神田委員も起草委員会に同席させていただくということで、御了承を願います。

それでは、原案が作成できるまで暫時休憩でございますが、できる限り早く取りまとめteいただくようお願いいたしまして、それまで休憩とさせていただきます。事務局から。

○徳田畜産企画課長 起草委員会の会場でございますが、会場を出まして左側の大臣応接室にて、3時半を目途に開始いたしますので、起草委員の皆様におかれましては御参集のほどをお願いいたします。

午後3時11分休憩

午後 5 時 22 分再開

○鈴木部会長 大変お待たせいたしました。それでは、部会を再開いたします。

答 申

○鈴木部会長 起草委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、答申案及び建議案を作成いただきましたので、起草委員長から御披露願います。

○福田起草委員長 それでは、起草委員会で取りまとめました答申案及び建議案につきまして、御報告いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

○木下課長補佐 それでは、朗読いたします。

答 申

平成 21 年 3 月 5 日付け 20 生畜第 1807 号で諮問があった平成 21 年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成 21 年 3 月 5 日付け 20 生畜第 1802 号で諮問があった平成 21 年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成 21 年 3 月 5 日付け 20 生畜第 1803 号で諮問があった平成 21 年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に

考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成 21 年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

建 議 (案)

I 共通

- 1 輸入飼料に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産に転換するため、青刈りとうもろこし等の作付や草地の整備・改良等による草地生産性の向上、耕畜連携・水田フル活用による稲WCSや飼料用米の生産・利活用の円滑化を推進すること。併せて、飼料生産受託組織（コントラクター）の育成による飼料生産外部化の一層の推進、食品残さ等の地域の未利用資源を活用した混合飼料（TMR）の生産・利用についても推進することにより、飼料自給率・自給力の向上に努めること。

また、家畜の生産性向上を図るための能力向上や飼養技術の普及等を推進するとともに、家畜排せつ物の利活用を一層推進すること。

- 2 近年の配合飼料価格の高騰等による畜産農家の収益性の低下や国際化の進展に対処するため、各畜種の状況に応じた、安定的な経営継続、生産基盤の確保やヘルパー等支援組織の充実を図るための対策を推進すること。
- 3 安全な畜産物の安定供給及び生産性向上を確保するため、生産段階における衛生管理対策を徹底すること。また、家畜伝染病について、海外からの侵入防止、国内における発生予防及び発生時の的確なまん延防止対策を推進すること。
- 4 WTO農業交渉やEPA交渉においては、輸出国と生産条件に大きな格差があることを踏まえ、重要品目の数と柔軟性の確保、関税水準の設定等について適切な取扱いが確保されるよう取り組むこと。
- 5 酪農・食肉に関する施策については、その目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、実施に当たっては、透明性の確保や適切な執行に努めること。

II 酪農・乳業関係

- 1 3月からの乳価引上げに伴う牛乳の値上げにより更に消費が減少した場合に備え、生産者団体が行う「とも補償」への支援を拡充・強化することを通じて、酪農家が安心して経営の改善に取り組むことができるようなセーフティネット対策を講じる

こと。

- 2 今後の生乳需給の変動にも対処し得るよう、引き続き、チーズ、液状乳製品等向け生乳供給の安定的な拡大を推進すること。また、飲用乳地帯である都府県における新たな需要開発を促進すること。
- 3 牛乳乳製品の消費拡大を図るため、消費者に対する牛乳乳製品の機能性・有用性についての情報提供や、消費者ニーズを踏まえた新規需要を開拓するための取組を強化すること。また、酪農教育ファーム等を通じ、消費者の酪農に対する理解醸成を促進すること。

Ⅲ 食肉関係

- 1 配合飼料価格についてはある程度の落ち着きを取り戻したものの、畜産経営にとっては依然として厳しい状況が続いていることから、肉用牛及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖成績の改善や事故率低減等を通じた生産性向上の取組並びに肉用子牛の資質向上の取組を推進すること。また、乳用種をはじめとして、子牛生産・育成・肥育を通じて効率的な肉用牛生産を行う取組を推進するとともに、経営安定の施策の適切な運用に努めること。
- 2 景気後退により消費者の低価格志向が強まる中、特に食肉の中でも比較的単価の高い牛肉の消費が低迷していることから、牛肉を中心として、国産食肉の消費拡大を図るため、食肉の機能性や安全性に関する理解醸成や販路拡大等の取組を支援するとともに、国産食肉の輸出の促進を図ること。
- 3 科学的見地にに基づき、今後とも利用可能な肉骨粉の肥料への有効利用等を促進し、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。

以上でございます。

○鈴木部会長 ただいま朗読いただきました答申（案）及び建議（案）につきまして、御賛同を得られるようでしたら、この案を当部会の答申及び建議といたしたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木部会長 御異議がないようですので、これを当部会の決定とすると同時に、関連規則に基づき、食料・農業・農村政策審議会の正式な答申及び建議ということにいたしたいと思っております。

答申内容につきましては、部会の決定はそのまま本審議会の決定とみなすことから、ただいま政策審議会会長名において、答申を農林水産大臣に提出いたすわけでありましたが、近藤副大臣が御出席されておりますので、近藤副大臣にお渡しいたします。

[答申書手交]

農林水産副大臣あいさつ

○鈴木部会長　ここで、近藤農林水産副大臣からごあいさつをお願いいたします。

○近藤農林水産副大臣　本日は、鈴木部会長を始め委員各位におかれましては、大変御多忙な中を長時間にわたり熱心な御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

政府といたしましては、ただいまの答申を十分に尊重し、平成 21 年度の加工原料乳生産者補給金単価あるいは肉用子牛の保証基準価格などの決定をこれからさせていただきたいと思っております。

また、御一緒にいただきました建議につきましては、御趣旨に従いまして措置をさせていただきたいと思っております。さらに、これまでの委員各位の御審議の中での活発な御意見等に関しましては、行政運営に十分に反映をさせていただきたいと思っております。

委員各位におかれましては、さらに我々に御指導・御鞭撻をお願い申し上げまして、本当に御苦勞様でございました。感謝を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○鈴木部会長　どうもありがとうございました。

本日は長時間御熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会 20 年度第 4 回畜産部会を閉会といたします。委員の皆様方の御協力に深く感謝申し上げます。

次回開催日程について

○鈴木部会長　事務局より連絡がございますので、そのままお待ちください。

○徳田畜産企画課長　次回の畜産部会につきましては、改めて御連絡申し上げます。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

午後 5 時 35 分閉会